

様式第1-1 (単年度契約の場合)

委託研究契約書 (案)

契約担当役国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所長 ○○ ○○ (以下「甲」という。)と○○○○ (例: 株式会社○○○○代表取締役 ○○ ○○など) (以下「乙」という。)は、革新的社会資本整備研究開発推進事業について、次のとおり委託研究契約を締結する。

(契約の目的)

- 第1条 甲は、乙に対し、次のとおり委託研究の実施を委託する。
- (1) 委託研究の開発課題 「○○○○○○」 (以下「研究開発課題」という。)
 - (2) 委託研究の目的、内容及び経費の内訳 別添研究計画書のとおり。
 - (3) 委託研究の実施期間 令和○年○月○日から令和○年○月○日

(委託研究の実施)

- 第2条 乙は、研究計画書に記載されたところに従い、委託研究を実施しなければならない。なお、当該研究計画書が変更された場合においても同様とする。
- 2 乙は、前条に記載された委託研究が複数ある場合は、委託研究の研究計画書毎に区分して経理し、それぞれの間で経費の流用をしてはならない。
 - 3 乙は、委託研究費を研究計画書に記載された委託研究費の経費の区分に従い、使用しなければならない。

(委託研究費の額)

- 第3条 甲は、乙に対し、金○○○,○○○,○○○円 (消費税及び地方消費税を含む) の範囲内において委託研究費を負担するものとする。

(契約保証金)

- 第4条 <欠>

(法令等の遵守)

- 第5条 乙は、委託研究を実施するにあたり、法令及び指針等を遵守しなければならない。

(第三者損害賠償)

- 第6条 乙は、委託研究の実施により、故意又は過失によって第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負わなければならない。

(再委託)

- 第7条 乙は、あらかじめ研究計画書に記載されている場合を除き、委託研究を第三者に委託 (以下「再委託」という。)してはならない。ただし、委託研究の一部であって、甲に申請し、承認を受けたときは、この限りではない。
- 2 乙は、再委託をするときは、別紙「委託研究の再委託に関する特約条項」に従わなければならない。
 - 3 乙は、再委託に伴う当該第三者 (以下「再委託先」という。)の行為について、甲に対し、全ての責任を負わなければならない。
 - 4 乙は、乙及び再委託先毎に区分して経理し、それぞれの間で経費の流用を行ってはならない。

(債権債務の譲渡の禁止)

- 第8条 乙は、委託研究の実施により生じる債権及び債務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。ただし、これにより難しい場合は、事前に甲と協議のうえ、甲の指示に従わなければならない。

(帳簿の記載等)

第9条 乙は、委託研究の経理状況を明らかにするため、研究計画書毎の帳簿を備え、支出額を大項目毎、中項目毎に区分して記載するとともに、その支出を証する書類を整理し、委託研究が完了又は第10条第2項に規定する委託研究の廃止の承認を受けた日の属する甲の会計年度である4月1日から翌年3月31日までの1年間（以下「会計年度」という。）の翌日から5年間保管し、甲の要求があるときは、甲の指定する期日までに提出しなければならない。

（計画の変更等）

第10条 乙は、研究計画書を変更しようとする場合（第2項及び第4項に規定する場合を除く。）において、次の各号の一に該当するときは、委託研究変更承認申請書を甲に提出し、承認を受けなければならない。

- （1） 研究計画書の「Ⅰ. 委託研究の内容」に関する変更をしようとするとき
- （2） 研究計画書の「Ⅲ. 委託研究費の経費の区分」における大項目と大項目の間で経費の流用（人件費への流用増を除く。）を行うことにより、いずれかの大項目の額が5割（その大項目の5割に当たる額が500万円以下の場合は500万円）を超えて増減する変更をしようとするとき
- （3） 研究計画書の「Ⅲ. 委託研究費の経費の区分」における人件費を増額する変更をしようとするとき

2 乙は、委託研究を中止又は廃止しようとする場合は、委託研究中止（廃止）承認申請書を甲に提出し、承認を受けなければならない。

3 甲は、前2項の承認をするときは、条件を付することができる。

4 乙は、住所、名称、代表者名及び代理人を変更したときは、変更届により、甲に遅滞なく届け出なければならない。

5 乙は、第1項、第2項及び第4項以外の変更については、委託研究契約事務処理要領第9に定める手続きに従わなければならない。

（中間報告）

第11条 乙は、甲の要求があるときは、委託研究の進捗状況について、委託研究中間報告書を作成し、甲の指定する期日までに提出しなければならない。

（年度末報告）

第12条 乙は、第1条第3号に定める委託研究の実施期間が翌会計年度に亘るときは、委託研究年度末報告書を作成し、翌会計年度の4月10日までに甲に提出しなければならない。

（廃止報告）

第13条 乙は、第10条第2項の規定に基づく委託研究の廃止の承認を受けたときは、委託研究廃止報告書を作成し、廃止の日までに甲に提出しなければならない。

（完了届の提出）

第14条 乙は、委託研究が完了したときは、委託研究完了届を作成し、甲に提出しなければならない。

（実績報告）

第15条 乙は、前条の完了届を提出したときは、委託研究実績報告書を作成し、委託研究の完了した日から30日を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに甲に提出しなければならない。

（調査）

第16条 甲は、第13条の規定に基づく委託研究廃止報告書又は第15条の規定に基づく委託研究実績報告書の提出を受けたときは、必要に応じ、職員又は甲の指定する者を派遣し、委託研究が契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査するものとする。

2 甲は、前項に規定する場合のほか、委託研究の進捗状況及び委託研究費の使用状況について調査する必要があると認めるときは、乙にその報告をさせ、職員又は甲の指定する者に当該委託研究にかかる進捗状況及び帳簿、書類その他必要な物件等を調査させることができる。

3 乙は、前2項の調査に協力しなければならない。

(額の確定)

第17条 甲は、前条第1項の調査をした結果、第13条又は第15条に規定する報告書の内容が適正であると認めるときは、委託研究費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

2 前項の確定額は、委託研究に要した決算額と第3条に規定する委託研究費の額のいずれか低い額とする。

(委託研究費の支払)

第18条 甲は、前条による額の確定後、乙に委託研究費を支払うものとする。

2 甲は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、第3条に規定する委託研究費の全部又は一部を概算払いすることができる。

3 乙は、前2項による委託研究費の支払いを受けようとするときは、精算払請求書又は概算払請求書を甲に提出しなければならない。

4 甲は、適法な精算払請求書を受領してから30日以内に委託研究費を支払うものとし、同期間内に支払いを完了しない場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づく責を負うものとする。

5 乙が、国の機関の場合は、精算払請求書又は概算払請求書を納入告知書に読み替え、前項は適用しないものとする。

(過払金の返還)

第19条 乙は、前条第2項により支払いを受けた委託研究費が第17条第1項の額を超えるときは、甲の指示に従い、その超えた額を甲に返還しなければならない。

(延滞金)

第20条 乙は、前条、第35条、第36条及び第38条の規定により甲に委託研究費を返還するにあたり、甲の定めた期限内に返還しなかったときは、期限の翌日から起算して納入をした日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づく責を負うものとする。

(成果報告)

第21条 乙は、委託研究の完了又は廃止の日のいずれか早い日から起算して60日以内に委託研究成果報告書〇〇部を甲に提出しなければならない。

(資産の管理)

第22条 乙は、委託研究を実施するため委託研究費により取得した設備備品及び甲の指示により資産計上することとした試作品（以下「資産等」という。）を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 乙は、資産等に委託研究により取得したものである旨の標示をしなければならない。

3 乙は、資産等を処分しようとするときは、取得資産処分承認申請書を甲に提出し、承認を受けなければならない。

(汚染資産等の取扱)

第23条 <欠>

(知的財産権の範囲)

第24条 委託研究の実施によって得た委託研究上の成果にかかる「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、実用新案法に規定する実用新案登録を受

ける権利、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）、種苗法に規定する品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権」と総称する。）

（2） 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権（著作権法第21条から第28条に規定するすべての権利を含む）並びに外国における上記権利に相当する権利（以下「著作権」という。）

（3） 前2号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲、乙協議のうえ、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利

2 本契約において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。

3 本契約において、知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権については著作権法第21条から第28条までに規定する全ての権利に基づき著作権を利用する行為並びにノウハウの使用をいう。

（知的財産権の帰属）

第25条 甲は、契約締結日に乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出たときは、委託研究の成果にかかる知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

（1） 乙は、委託研究の成果にかかる発明等を行ったときは、遅滞なく、第26条の規定に基づいて、その旨を甲に報告しなければならない。

（2） 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を甲に許諾する。

（3） 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾しなければならない。

（4） 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は専用実施権（仮専用実施権を含む。）もしくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定もしくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするとき、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

イ 乙が株式会社である場合で、乙がその子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同法第4号に規定する親会社をいう。）に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ 乙が承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定TLO（同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者）に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ 乙が技術研究組合である場合で、乙がその組合員に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しないときは、乙から当該知的財産権を譲り受けるものとする。

3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず第1項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認めるときは、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

(知的財産権の報告)

- 第26条 乙は、委託研究の成果にかかる産業財産権の出願又は申請を行ったときは、出願の日から60日以内に産業財産権出願通知書を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、前項にかかる国内の特許出願、実用新案登録出願、及び意匠登録出願を行うときは、当該出願書類に国の委託にかかる成果の出願である旨の表示をしなければならない。
 - 3 乙は、第1項にかかる産業財産権の出願に関して設定の登録等を受けたときは、設定の登録等の日から60日以内に産業財産権通知書を甲に提出しなければならない。
 - 4 乙は、委託研究により作成し、甲に納入する著作物については、当該著作物の納入後60日以内に著作物通知書を甲に提出しなければならない。
 - 5 乙は、委託研究の成果にかかる産業財産権を自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾したとき(ただし、第28条第2項に規定する場合を除く。)は、産業財産権実施届出書を遅滞なく甲に提出しなければならない。
 - 6 乙は、委託研究の成果に係る産業財産権以外の知的財産権について、甲の求めに応じて、自らによる実施及び第三者への実施許諾の状況を書面により報告しなければならない。

(知的財産権の移転)

- 第27条 乙は、委託研究の成果に係る知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合には、第25条、第26条、第28条、第29条、第30条、第33条及び本条の規定の適用に支障を与えないことを当該第三者に約させなければならない。
- 2 乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、移転承認申請書を甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第25条第1項第4号イからハまでに定める場合には、この限りではない。
 - 3 乙は、第1項の移転を行ったときは、移転通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

(知的財産権の実施許諾)

- 第28条 乙は、委託研究の成果にかかる知的財産権について、甲以外の第三者に実施を許諾するときは、第25条、第30条及び第33条並びに次項の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。
- 2 乙は、委託研究の成果にかかる知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、専用実施権等設定承認申請書を甲に提出し、承認を受けなければならない。ただし、第25条第1項第4号イからハに定める場合には、専用実施権等設定通知書を甲に提出し、当該専用実施権等の設定等の事実を甲に通知することで足りることとする。

(知的財産権の放棄)

- 第29条 乙は、委託研究の成果にかかる知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を甲に通知しなければならない。

(ノウハウの指定)

- 第30条 甲及び乙は、第24条第1項第3号に規定するノウハウの指定にあたっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。
- 2 前項の秘匿すべき期間は、委託研究の完了又は廃止の日の属する会計年度の翌日から起算して5年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲、乙協議のうえ、秘匿すべき期間を延長又は短縮することができる。

(知的財産権の管理)

- 第31条 甲は、第25条第2項の規定により乙から産業財産権を譲り受けたときは、乙に対し、乙が既に負担した当該産業財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立にかかる登録までに必要な手続きに要した費用の全部を負担するものとする。

- 2 甲が、第25条第2項の規定により乙から産業財産権を受ける権利を譲り受けたときは、乙は、産業財産権の出願又は申請から権利の成立にかかる登録までに必要な手続きを甲の承諾を得て甲の名義により行うものとし、当該手続きにかかる産業財産権の登録が行われなかったときは、当該手続きに要した費用の全部を乙の負担とするものとする。

(職務発明規程の整備)

第32条 乙は、本契約の締結後、速やかに従業者又は役員（以下「従業者等」という。）が行った発明等が委託研究を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその従業者等の職務に属するときは、その発明等にかかる知的財産権が乙に帰属する旨の契約をその従業者等と締結し又はその旨を規定する職務規程を定めなければならない。ただし、上記の規定が既に整備されているときは、この限りではない。

(成果の利用行為)

第33条 甲及び甲が指定する者は、第25条第1項の規定にかかわらず、委託研究により納入された著作物に係る著作権について、無償で実施することができる。

- 2 乙は、甲及び甲が指定する者による実施について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- 3 乙は、委託研究の成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、委託研究による成果である旨を標記するものとする。

(知的財産等の実施)

第34条 乙は、知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを実施するときは、その実施に関する一切の責任を負わねばならない。

(委託研究の遂行不可能な場合の措置)

第35条 甲、乙いずれの責にも帰することのできない事由により委託研究を実施することが不可能又は困難となったときは、甲、乙協議のうえ、本契約を解除又は変更するものとする。

- 2 前項の規定により、本契約を解除したときは、第13条、第16条から第19条、第22条及び第23条の規定を準用するものとする。

(契約不履行)

第36条 甲は、乙が、本契約に定める事項に違反したときは、本契約を解除又は変更し、かつ、既に支払った委託研究費の全部又は一部を返還させることができる。

- 2 前項の規定により、本契約を解除したときは、第13条、第16条から第19条、第22条及び第23条の規定を準用するものとする。

(不正に対する措置)

第37条 甲は、乙に不正の疑いがある場合は、乙に対して調査を指示することができる。

- 2 乙は、前項の指示を受けた場合もしくは本契約に関する不正があった場合は、その調査の結果を書面により、甲に報告しなければならない。
- 3 甲は、前項の報告を受けたときは、必要に応じ、職員又は甲の指定する者を派遣し、不正の有無及びその内容を調査することができる。このとき乙は、調査に協力しなければならない。
- 4 甲は、本契約に関する不正が明らかになったときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 5 甲は、前項の規定により、本契約を解除したときは、契約解除の額又は既に支払った委託研究費の額のいずれか低い額を返還させることができる。
- 6 乙は、前項の規定により、不正にかかる委託研究費を返還するときは、不正にかかる委託研究費を乙が受領した日の翌日から起算し、返還金として納付した日までの日数に応じ、年利5パーセントの割合により計算した遅延利息を付加しなければならない。
- 7 甲は、不正の事実が確認できたときは、氏名及び不正の内容を公表することができる。

8 甲は、前各項のほか必要な措置を講じることができる。

(談合等の不正行為に係る違約金等)

第38条 乙は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10パーセントに相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は同法第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。
- (2) 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の2第18項又は同法第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (3) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは独占禁止法第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10パーセントに相当する額のほか、契約金額の5パーセントに相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第1号に規定する確定した納付命令若しくは排除措置命令又は同項第3号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 前項第2号に規定する通知に係る事件において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 乙は、契約の履行を理由として第1項及び第2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

5 乙は、本契約に関して、第1項又は第2項の各号の一に該当することとなった場合は、速やかに当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(相手方に対する通知発効の時期)

第39条 書面による通知は、甲から乙に対するものにあつては発信の日から、乙から甲に対するものにあつては受信の日から、それぞれの効力を生ずる。

(委託研究費支出明細書の提出等)

第40条 乙が、特例民法法人である場合は、公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画(平成14年3月29日閣議決定)に基づき、額の確定の通知後、速やかに委託研究費支出明細書を作成し、乙の事務所に備え付け公開するものとし、甲及び乙の主務官庁に提出しなければならない。

(機密の保持)

第41条 乙は、委託研究の実施により知り得た事項の機密を保持しなければならない。ただし、甲に書面による承諾を得た場合、若しくは当該機密が次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 知り得た際、既に公知となっている事項

- (2) 知り得た後、乙の責に帰すべき事由によらず、刊行物その他により公知となった事項
- (3) 知り得た時点で、既に乙が自ら所有していたことを書面で証明できる事項
- (4) 知り得た後、正当な権利を有する第三者から合法的に入手した事項

(個人情報取扱い)

- 第42条 乙は、甲から預託を受けた個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照会することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良な管理者の注意をもって取扱う義務を負わなければならない。
- 2 乙は次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を受けた場合は、この限りではない。
 - (1) 甲から預託を受けた個人情報を第三者（再委託する場合における再委託先を含む。）に預託若しくは提供又はその内容を知らせること。
 - (2) 甲から預託を受けた個人情報を本契約の目的の範囲を超えて使用、複製、又は改変すること。
 - 3 乙は、甲から預託を受けた個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
 - 4 甲は、必要があると認めるときは、職員又は甲の指定する者に乙の事務所及びその他の研究実施場所等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対して必要な指示をすることができる。
 - 5 乙は、甲から預託を受けた個人情報を委託研究の完了後、廃止又は解除をした後に速やかに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
 - 6 乙は、甲から預託を受けた個人情報について漏洩、滅失、毀損、その他本条にかかる違反等が発生したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
 - 7 第1項及び第2項の規定については、委託研究の完了、廃止又は解除をした後であっても効力を有するものとする。

(属性要件に基づく契約解除)

- 第43条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時、契約を締結する事務所をいう。）の代表者で役員以外の者又は団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - (2) 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているときにおける当該法人等
 - (3) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該法人等
 - (4) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該法人等
 - (5) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているときにおける当該法人等

(行為要件に基づく契約解除)

- 第44条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて研究を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第45条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第46条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第47条 甲は、第43条、第44条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第43条、第44条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合には、契約金額の10パーセントに相当する額を違約金として甲が指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第48条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は研究妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(その他の事項)

第49条 乙は、本契約に定める事項のほか、甲が別に定める委託研究の実施に必要な事務手続き等に従わなければならない。

- 2 本契約に定めのない事項及び本契約に定める事項について生じた疑義については、甲、乙協議のうえ、解決するものとする。
- 3 前項の規定による協議が整わないときは、乙は、甲の意見に従わなければならない。なお、甲の意見に対し、乙が不服を申し立てるときは、甲を提訴することができる。
- 4 本契約に関する訴は、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。
- 5 本契約及び研究にかかる文書等は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づいて処理するものとする。

(情報セキュリティの確保)

第50条 乙は、情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面を甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、委託研究による作業の一切（甲より開示された資料や情報を含む。）について、秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負う。
- 3 乙は、委託研究のために甲から提供される情報については、委託研究の目的以外に利用してはならない。なお、前項及び本項の規定は委託研究が完了し、又は本契約が解除その他の理由により終了した後であっても、その効力を有する。
- 4 乙は、委託研究完了又は契約解除等により、甲が提供した紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）が不要になった場合には、速やかに甲に返却又は破砕、溶解及び焼却等の方法により情報を復元及び判読不可能な状態に消去又は廃棄し、返却又は廃棄等報告書を甲に提出しなければならない。ただし、甲が別段の指示したときは、乙はその指示に従うものとする。
- 5 乙は、委託研究の遂行において情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがある場合には、速やかに必要な措置を講ずるとともに、甲に報告しなければならない。また、甲の指示があったときには、その指示に従うものとする。
- 6 乙は、甲から情報セキュリティ対策の履行状況の確認を求められた場合には、速やかに状況等を報告しなければならない。また、甲は、必要があると認めるときは、乙における情報セキュリティ対策の実施状況を確認するための調査をすることができる。
- 7 乙は、委託研究の一部を再委託する場合には、再委託することにより生ずる脅威に対して本条及び次条に基づく情報セキュリティ対策が十分に確保される措置を講じなければならない。

（外部公開ウェブサイトにおける情報セキュリティ対策）

第50条の2 乙は、委託研究の実施に当たって、外部公開ウェブサイト（以下「ウェブサイト」という。）を構築又は運用する場合には、ウェブサイト構築又は運用届出書を甲に提出しなければならない。甲はウェブサイトの構成等が不適切と考える場合には、乙に変更を求めることができる。

- 2 乙は、ウェブサイトを構築又は運用するプラットフォームとして、乙が管理責任を有するサーバー等がある場合には、当該ウェブサイト又は当該サーバー等で利用するOS、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、重要なセキュリティ修正プログラムが提供されている場合には業務影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施しなければならない。また、ウェブサイトを構築した際には、サービス開始前に、運用中においては年1回以上、ポートスキャン、脆弱性検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施しなければならない。
- 3 乙は、ウェブアプリケーションの構築又は改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」（以下「作り方」という。）に従うものとする。また、構築又は改修したウェブアプリケーションのサービス開始前に、「作り方」に記載されている脆弱性の検査を含むウェブアプリケーション診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施しなければならない。併せて、「作り方」のチェックリストに従い対応状況を確認し、その結果を記入したチェックリストを甲に提出すること。
なお、チェックリストの結果に基づき、甲から指示があった場合には、その指示に従うものとする。

上記の契約の証として委託研究契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲、乙1通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

甲 神奈川県横須賀市長瀬三丁目1番1号
契約担当役
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
港湾空港技研究所長
〇〇 〇〇 印

乙 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇△丁目△番△号
〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇長 〇〇 〇〇 印

委託研究の再委託に関する特約条項

(目的)

第1条 本特約条項は、乙が委託研究をより効果的に実施するため、委託研究を再委託する場合の取扱いについて定めることを目的とするものとする。

(研究の範囲)

第2条 再委託は、委託研究契約書第1条第2号に定める委託研究の目的及び内容の範囲を超えてはならない。

(研究の実施)

第3条 再委託は、第4条及び第5条に規定する場合を除き、委託研究契約事務処理要領を準用するものとする。

(報告書等)

第4条 乙は、甲の要求があったときは、委託研究契約書第11条に定める委託研究中間報告書を乙が必要とする期日までに再委託先より乙に提出させなければならない。

2 乙は、委託研究契約書第12条から第15条に定める委託研究年度末報告書、委託研究廃止報告書、委託研究完了届及び委託研究実績報告書を乙が必要とする期日までに再委託先より乙に提出させなければならない。

3 乙は、委託研究契約書第21条に定める委託研究成果報告書を乙が必要とする期日までに再委託先より乙に提出させなければならない。

(再委託研究契約書の締結)

第5条 再委託の実施にあたっては、乙と再委託先との間で委託研究契約書を締結しなければならない。

2 当該委託研究契約書においては、第3条に基づき、第4条を踏まえたものとする。

以 上

研究計画書

I. 委託研究の内容

1. 委託研究の課題

「(委託研究契約書第1条の研究開発課題を記載)」

2. 実施機関

(受託者(委託先))

住所 ○○県○○市○○町○丁目○番○号

機関名 ○○○○ ○○○

(再委託先)

住所 □□県□□市□□町□丁目□番□号

機関名 □□□□ □□□

(再委託先)

住所 △△県△△市△△町△丁目△番△号

機関名 △△△△ △△△

3. 委託研究の目的

・・を実現し、・・・・のための・・・・技術の実現を目指し、○○等を・・・・早期発見し、・・・・を可能とする・・・・技術、・・・・計測などの最新の○○技術を・・・・した○○技術の開発を実施し、・・・・することを目的とする。

このうち、○○○○ではプロジェクトの総合的推進及び・・・・に関わる技術開発、△△△では・・・・に関わる研究開発、□□□□では・・・・の計測を実施する。

4. 当該年度における成果の目標及び研究の方法

①●●●●●

a. プロジェクトの総合推進

.....
.....。

b.に関わる技術開発

.....
.....。

c. -----検討会の実施

.....。

②■ ■ ■ ■ ■

.....に関わる研究開発

.....。

③▲ ▲ ▲ ▲ ▲

.....
.....。

(注) 一般競争入札(総合評価落札方式)により選定された事業等(単年度のものに限る)については、上記の「3. 委託研究の目的」の中に成果目標も加味した上で記載すること。また、4. の項目「当該年度における成果の目標及び研究の方法」については「研究の方法」に変更すること。

5. 委託研究実施期間

(受託者(委託先)) 委託研究契約書第1条第3号のとおり

(再委託先)

機関名 □□□□ □□□

実施期間 令和○年○月○日から令和○年○月○日

(再委託先)

機関名 △△△△ △△△

実施期間 令和○年○月○日から令和○年○月○日

II. 委託研究の実施体制

1. 研究代表者

(受託者(委託先))

役職・氏名 ○○○○ ○○○教授 ○○ ○○

(再委託先)

役職・氏名 □□□□ □□□教授 □□ □□

(再委託先)

役職・氏名 △△△△ △△△教授 △△ △△

2. 研究項目別実施区分

研究項目	実施場所	研究担当者
① ●●●● a. プロジェクトの総合推進	○○県○○市○○町○丁目○○○ ○○大学○○センター	○○大学○○学部教授 ○○ ○○
b.に関わる技術開発	"	○○大学○○学部准教授 ○○○ ○
c. - - - - 検討会の実施	"	"
② ■■■■に関わる研究開発	□□県□□市□□町□丁目□□□ □□大学□□研究所	□□大学□□学部教授 □□ □□
③ ▲▲▲▲	△△県△△市△△町△丁目△△△ △△機構△△センター	△△機構△△センター教授 △△ △△

3. 経理担当者

(受託者(委託先))

役職・氏名 ○○○○ ○○○経理部長 ○○ ○○

(再委託先)

役職・氏名 □□□□ □□□経理部長 □□ □□

(再委託先)

役職・氏名 △△△△ △△△経理部長 △△ △△

4. 知的財産権の帰属

「知的財産権は乙に帰属することを希望する。」又は「知的財産権は全て甲に帰属する。」のいずれかを選択して記載すること。

5. 委託研究契約書の定めにより甲に提出することとされている著作物以外で委託研究により作成し、甲に納入する著作物の有無

(有・無)

【著作物が有の場合以下を記載】

(名称: 数量:)

Ⅲ. 委託研究費の経費の区分

【総括表】

(単位：円)

大項目	中項目	委託研究費の額	備考（消費税対象額を記載）
物品費	計		
	設備備品費		※消費税対象額
	消耗品費		※消費税対象額
旅費	旅費		※消費税対象額
人件費・謝金	計		
	人件費		※消費税対象額
	謝金		※消費税対象額
その他	計		
	外注費（雑役務費）		※消費税対象額
	印刷製本費		※消費税対象額
	会議費		※消費税対象額
	通信運搬費		※消費税対象額
	光熱水料		※消費税対象額
	その他（諸経費）		※消費税対象額
	消費税相当額		
一般管理費	上記経費 * 一般管理費率		
再委託費			
合計			

【受託者（委託先）・再委託先別】

受託者（委託先）：○○○○

(単位：円)

大項目	中項目	委託研究費の額	備考（消費税対象額を記載）
物品費	計		
	設備備品費		※消費税対象額
	消耗品費		※消費税対象額
旅費	旅費		※消費税対象額
人件費・謝金	計		
	人件費		※消費税対象額
	謝金		※消費税対象額
その他	計		
	外注費（雑役務費）		※消費税対象額
	印刷製本費		※消費税対象額
	会議費		※消費税対象額
	通信運搬費		※消費税対象額
	光熱水料		※消費税対象額
	その他（諸経費）		※消費税対象額
	消費税相当額		
一般管理費	上記経費 * 一般管理費率		
再委託費			
合計			

再委託先：□□□□

(単位：円)

大項目	中項目	委託研究費の額	備考（消費税対象額を記載）
物品費	計		
	設備備品費		※消費税対象額
	消耗品費		※消費税対象額
旅費	旅費		※消費税対象額
人件費・謝金	計		
	人件費		※消費税対象額
	謝金		※消費税対象額
その他	計		
	外注費（雑役務費）		※消費税対象額
	印刷製本費		※消費税対象額
	会議費		※消費税対象額
	通信運搬費		※消費税対象額
	光熱水料		※消費税対象額
	その他（諸経費）		※消費税対象額
消費税相当額			
一般管理費	上記経費 * 一般管理费率		
合計			

再委託先：△△△△

(単位：円)

大項目	中項目	委託研究費の額	備考（消費税対象額を記載）
物品費	計		
	設備備品費		※消費税対象額
	消耗品費		※消費税対象額
旅費	旅費		※消費税対象額
人件費・謝金	計		
	人件費		※消費税対象額
	謝金		※消費税対象額
その他	計		
	外注費（雑役務費）		※消費税対象額
	印刷製本費		※消費税対象額
	会議費		※消費税対象額
	通信運搬費		※消費税対象額
	光熱水料		※消費税対象額
	その他（諸経費）		※消費税対象額
消費税相当額			
一般管理費	上記経費 * 一般管理费率		
合計			

(参考) 委託研究契約事務処理要領第2第1項第2号の経費等内訳書の様式
(委託者の指示により見積書やカタログ等の資料を添付すること。)

経費等内訳書

(設備備品費)

品名	型番・メーカー・仕様・規格	数量	単価	金額	備考
クライオスタット	HM560MV(ハキョトーム 付) カールツァイス 製	1 式			
.....装置	microXXXX	1 式			
.....分析システム	HTEC-500AAA社製	2 式			
合計					

(試作品費)

品名	型番・メーカー・仕様・規格	数量	単価	金額	備考
...化合成システム		1 式			
合計					

<消耗品費>

分類	品名等	数量	単位	単価	合計	備考
ガス類	液体窒素	80,000	kg			
	液体酸素	21,000	kg			
	水素カードル	350	m3			
	液体ヘリウム	500	L			
	その他一般ガス類	1	式			
小計						
超純水製造 関係	除濁膜	1	本			
	UV ランプ	3	本			
	UV 酸化ランプ	3	本			
	メカニカルシール	10	本			
	その他超純水関係	1	式			
小 計						
試薬類	EL 級アセトン 1L 8 本入	20	箱			
	EL 級 IPA 1L 8 本入	10	箱			
	EL 級過酸化水素 1L 12 本入	15	箱			
	EL 級塩酸 1L 12 本入	10	箱			
	その他試薬	1	式			
小 計						
石英材料	透明石英管 QT-19B*1000mm	5	本			
	透明石英反応管 86φ×1200×40φ	1	本			
	その他石英部品	1	式			
小 計						
合 計						

<国内旅費>

行程	出張先	日程	日当	宿泊費	交通費	小計	人数	回数	合計金額	目的	備考
東京 ～ 京都	京都大学	1泊 2日								運営会議出席及び研究 打合せのため	
東京 ～ 仙台	東北大学	2泊 3日								…学会出席及 び…についての調 査	
つくば ～ 東京		日帰 り								推進委員会出席（招 聘）	
合 計											

<外国旅費>

行程	出張先	日程	日当	宿泊費	交通費	小計	人数	回数	合計金額	目的	備考
東京 ～ パリ	… 大学	5泊 7日								…学会出席及 び…についての調 査	
合 計											

<外国人等招へい旅費>

行程	出張先	日程	日当	宿泊費	交通費	小計	人数	回数	合計金額	目的	備考
東京 ～ パリ	… 大学										
合 計											

(人件費)

区分	役職氏名	摘要	日(月・H) 当り単価 (A)	交通費 月・日	従事時間 (単位:時間・日・月)												金額 (A×B)	交通費	期末 勤勉 手当	退職 手当 等	合計	備考
					4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月						
研究担 当職員																						
	主任研究員	月額	386,000	26,000																		
	(超勤手当)																					
	研究員A	日額	16,000	9,800																		
	研究員D	時間給	1,850	320																		
補助者																						
	〇〇〇	時間給	1,200	16,000																		
	〇〇〇	時間給	1,150	490																		
合 計																						

<社会保険料等事業主負担分>

氏名	単価	研究 手当	扶養 手当	住居 手当	通勤 手当	報酬月額 (左の合計)	標準 報酬月額	期末 勤勉 手当	積算 単価	算 式 (円)
主任研究員										健: 420,000 × 41.00 / 1000 × 5 月 + 106,250 × 41.00 / 1000 × 7 月 = 116,593 厚: 420,000 × 71.44 / 1000 × 5 月 + 106,250 × 71.44 / 1000 × 7 月 = 203,157 児: 420,000 × 0.90 / 1000 × 5 月 = 1,890 雇: 412,000 × 11.50 / 1000 × 5 月 + 106,250 × 11.5 / 1000 × 7 月 = 24,998 計 346,638
研究員A										健: 320,000 × 41.00 / 1000 × 5 月 + 85,333 × 41.00 / 1000 × 7 月 = 90,090 厚: 320,000 × 71.44 / 1000 × 5 月 + 85,333 × 71.44 / 1000 × 7 月 = 91,366 児: 320,000 × 0.90 / 1000 × 5 月 = 1,440 雇: 329,800 × 11.50 / 1000 × 5 月 + 85,333 × 11.5 / 1000 × 7 月 = 25,832 計 208,728

健:健康保険、厚:厚生年金保険、児:児童手当拠出金、雇:雇用保険

注)社会保険料は、掛率等が変更されている場合がありますので、給与担当者に要確認。

合計 555,366

【代表研究機関】研究開発参加者リスト

令和○年度 ○○○○委託事業 「(研究開発課題)」

実施機関名 ○○大学

氏名 (注1)	継続区分	所属		役割	具体的な実施研究内容	実施期間		人件費 (外部資金) (注2)
		部門	役職			開始年月	終了年月	
○○ ○○	継	大学院○○系研究科	教授	課題代表	研究総括	2008年4月	2009年3月	
○○ ○○	継	大学院○○系研究科	助教授	実施担当	○○○○○○○○○○○○○○○○	2008年4月	2009年3月	
○○ ○○	継	大学院○○系研究科	助教授	実施担当	○○○○○○○○○○○○○○○○	2008年4月	2008年11月	
○○ ○○	継	大学院○○系研究科	助手	実施担当	○○○○○○○○○○○○○○○○	2008年4月	2009年3月	○
○○ ○○	継	大学院○○系研究科	助手	実施担当	○○○○○○○○○○○○○○○○	2008年4月	2009年3月	
○○ ○○	継	大学院○○系研究科	技官	実施担当	○○○○○○○○○○○○○○○○	2008年4月	2009年3月	
○○ ○○	継	大学院○○系研究科	研究補佐員	実施担当	○○○○○○○○○○○実験補佐	2008年4月	2009年3月	
○○ ○○	新	大学院○○系研究科	教授	サブテーマ代表	サブ研究グループ統括	2008年8月	2009年3月	
○○ ○○	新	大学院○○系研究科	講師	実施担当	○○○○の開発	2008年8月	2009年3月	○
○○ ○○	新	大学院○○系研究科	助手	実施担当	○○○○○○○○○○の合成	2008年8月	2009年3月	
○○ ○○	新	大学院○○系研究科	教授	実施担当	○○○○○研究	2008年8月	2009年3月	
○○ ○○	新	大学院○○系研究科	助手	実施担当	○○○○○○○○○開発	2008年8月	2009年3月	
○○ ○○	新	○○研究所	助教授	実験担当	○○○○研究	2008年8月	2009年3月	

(注1) 上表の記載対象者は、本委託研究に直接従事する研究代表者、研究担当者及び研究開発参加者であり、委託研究契約の機関の常勤職員及び本委託研究のために雇用された非常勤職員（自己充当経費での雇用を含む）をすべて記載して下さい。

(注2) 本委託研究からの人件費の支出があり、他の外部資金からも人件費の支出がある者に○を付けて下さい。

【支援研究機関】研究開発参加者リスト

令和〇年度 ○〇〇〇委託事業 「（研究開発課題）」

氏名	所属			具体的な実施研究内容
	所属機関	部門	役職	
〇〇 〇〇	●●大学	〇〇〇研究所	教授	〇〇〇オブザーバー
〇〇 〇〇	△△大学	〇〇〇研究所	教授	〇〇〇委員会 委員長
〇〇 〇〇	△△大学	〇〇〇研究所	客員教授	〇〇〇委員会 委員
〇〇 〇〇	△△大学	〇〇〇研究所	助手	〇〇〇委員会 委員
〇〇 〇〇	□□大学	〇〇〇〇〇研究所	教授	〇〇〇委員会 委員
〇〇 〇〇	□□大学	〇〇〇〇〇研究所	助手	〇〇〇委員会 委員
〇〇 〇〇	□□大学	〇〇〇〇〇研究所	助手	〇〇〇委員会 委員

<諸謝金>

氏名	用務等	金額	備考
合計			

<〇〇費> (雑役務費、印刷製本費 等)

件名	摘要	数量	単価	金額	備考
合計					

様式第1-2 (複数年度契約の場合)

委託研究契約書 (案)

契約担当役国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所長 ○○ ○○ (以下「甲」という。)と○○○○ (例: 株式会社○○○○代表取締役 ○○ ○○など) (以下「乙」という。)は、革新的社会資本整備研究開発推進事業について、次のとおり委託研究契約を締結する。

(契約の目的)

- 第1条 甲は、乙に対し、次のとおり委託事業の実施を委託する。
- (1) 委託研究の開発課題 「○○○○○○」 (以下「研究開発課題」という。)
 - (2) 委託研究の目的、内容及び経費の内訳 別添研究計画書のとおり。
 - (3) 委託研究の実施期間 令和○年○月○日から令和○年○月○日

(委託研究の実施)

- 第2条 乙は、研究計画書に記載されたところに従い、委託研究を実施しなければならない。なお、当該研究計画書が変更された場合においても同様とする。
- 2 乙は、前条に記載された委託研究が複数ある場合は、委託研究の研究計画書毎に区分して経理し、それぞれの間で経費の流用をしてはならない。
 - 3 乙は、委託研究費を研究計画書に記載された委託研究費の経費の区分に従い、使用しなければならない。

(委託研究費の額)

- 第3条 甲は、乙に対し、金○○○,○○○,○○○円の範囲内において委託研究費を負担するものとする。
- 各年度の年割額は、以下の金額を限度とする。

令和元年度	金○○○,○○○,○○○円
令和二年度	金○○○,○○○,○○○円

(消費税及び地方消費税を含む)

(契約保証金)

- 第4条 (欠)

(法令等の遵守)

- 第5条 乙は、委託研究を実施するにあたり、法令及び指針等を遵守しなければならない。

(第三者損害賠償)

- 第6条 乙は、委託研究の実施により、故意又は過失によって第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負わなければならない。

(再委託)

- 第7条 乙は、あらかじめ研究計画書に記載されている場合を除き、委託研究を第三者に委託 (以下「再委託」という。)してはならない。ただし、委託研究の一部であって、甲に申請し、承認を受けたときは、この限りではない。
- 2 乙は、再委託をするときは、別紙「委託研究の再委託に関する特約条項」に従わなければならない。
 - 3 乙は、再委託に伴う当該第三者 (以下「再委託先」という。)の行為について、甲に対し、全ての責任を負わなければならない。
 - 4 乙は、乙及び再委託先毎に区分して経理し、それぞれの間で経費の流用を行ってはならない。

(債権債務の譲渡の禁止)

第8条 乙は、委託研究の実施により生じる債権及び債務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。ただし、これにより難い場合は、事前に甲と協議のうえ、甲の指示に従わなければならない。

(帳簿の記載等)

第9条 乙は、委託研究の経理状況を明らかにするため、研究計画書毎の帳簿を備え、支出額を大項目毎、中項目毎に区分して記載するとともに、その支出を証する書類を整理し、委託研究が完了又は第10条第2項に規定する委託研究の廃止の承認を受けた日の属する甲の会計年度である4月1日から翌年3月31日までの1年間（以下「会計年度」という。）の翌日から5年間保管し、甲の要求があるときは、甲の指定する期日までに提出しなければならない。

(計画の変更等)

第10条 乙は、研究計画書を変更しようとする場合（第2項及び第4項に規定する場合を除く。）において、次の各号の一に該当するときは、委託研究変更承認申請書を甲に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 研究計画書の「Ⅰ. 委託研究の内容」に関する変更をしようとするとき

(2) 研究計画書の「Ⅲ. 委託研究費の経費の区分」における大項目と大項目の間で経費の流用（人件費への流用増を除く。）を行うことにより、いずれかの大項目の額が5割（その大項目の5割に当たる額が500万円以下の場合は500万円）を超えて増減する変更をしようとするとき

(3) 研究計画書の「Ⅲ. 委託研究費の経費の区分」における人件費を増額する変更をしようとするとき

2 乙は、委託研究を中止又は廃止しようとする場合は、委託研究中止（廃止）承認申請書を甲に提出し、承認を受けなければならない。

3 甲は、前2項の承認をするときは、条件を付することができる。

4 乙は、住所、名称、代表者名及び代理人を変更したときは、変更届により、甲に遅滞なく届け出なければならない。

5 乙は、第1項、第2項及び第4項以外の変更については、委託研究契約事務処理要領第9に定める手続きに従わなければならない。

(中間報告)

第11条 乙は、甲の要求があるときは、委託研究の進捗状況について、委託研究中間報告書を作成し、甲の指定する期日までに提出しなければならない。

(年度末報告)

第12条 乙は、第1条第3号に定める委託研究の実施期間が翌会計年度に亘るときは、委託研究年度末報告書を作成し、翌会計年度の4月10日までに甲に提出しなければならない。

(廃止報告)

第13条 乙は、第10条第2項の規定に基づく委託研究の廃止の承認を受けたときは、委託研究廃止報告書を作成し、廃止の日までに甲に提出しなければならない。

(完了届の提出)

第14条 乙は、委託研究が完了したときは、委託研究完了届を作成し、甲に提出しなければならない。

(実績報告)

第15条 乙は、前条の完了届を提出したときは、委託研究実績報告書を作成し、委託研究の完了した日から30日を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに甲に提出しなければならない。

(調査)

- 第16条 甲は、第13条の規定に基づく委託研究廃止報告書又は第15条の規定に基づく委託研究実績報告書の提出を受けたときは、必要に応じ、職員又は甲の指定する者を派遣し、委託研究が契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査するものとする。
- 2 甲は、前項に規定する場合のほか、委託研究の進捗状況及び委託研究費の使用状況について調査する必要があると認めるときは、乙にその報告をさせ、職員又は甲の指定する者に当該委託研究にかかる進捗状況及び帳簿、書類その他必要な物件等を調査させることができる。
 - 3 乙は、前2項の調査に協力しなければならない。

(額の確定)

- 第17条 甲は、前条第1項の調査をした結果、第13条又は第15条に規定する報告書の内容が適正であると認めるときは、委託研究費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。
- 2 前項の確定額は、委託研究に要した決算額と第3条に規定する委託研究費の額のいずれか低い額とする。

(委託研究費の支払)

- 第18条 甲は、前条による額の確定後、乙に委託研究費を支払うものとする。
- 2 甲は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、第3条に規定する委託研究費の全部又は一部を概算払いすることができる。
 - 3 乙は、前2項による委託研究費の支払いを受けようとするときは、精算払請求書又は概算払請求書を甲に提出しなければならない。
 - 4 甲は、適法な精算払請求書を受領してから30日以内に委託研究費を支払うものとし、同期間に支払いを完了しない場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づく責を負うものとする。
 - 5 乙が、国の機関の場合は、精算払請求書又は概算払請求書を納入告知書に読み替え、前項は適用しないものとする。

(過払金の返還)

- 第19条 乙は、前条第2項により支払いを受けた委託研究費が第17条第1項の額を超えるときは、甲の指示に従い、その超えた額を甲に返還しなければならない。

(延滞金)

- 第20条 乙は、前条、第35条、第36条及び第38条の規定により甲に委託研究費を返還するにあたり、甲の定めた期限内に返還しなかったときは、期限の翌日から起算して納入をした日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づく責を負うものとする。

(成果報告)

- 第21条 乙は、委託研究の完了又は廃止の日のいずれか早い日から起算して60日以内に委託研究成果報告書〇〇部を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、研究期間中の最終年度を除く毎年度末の日の翌日から61日を経過した日までに当該年度の成果を含む研究成果報告書2部（1部はA4版紙面、1部は電子媒体）を甲に提出しなければならない。

(資産の管理)

- 第22条 乙は、委託研究を実施するため委託研究費により取得した設備備品及び甲の指示により資産計上することとした試作品（以下「資産等」という。）を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 2 乙は、資産等に委託研究により取得したものである旨の標示をしなければならない。
 - 3 乙は、資産等を処分しようとするときは、取得資産処分承認申請書を甲に提出し、承認を受けなければならない。

(汚染資産等の取扱)

第23条 <欠>

(知的財産権の範囲)

第24条 委託研究の実施によって得た委託研究上の成果にかかる「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権(以下「特許権」という。)、特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権(以下「実用新案権」という。)、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権(以下「意匠権」という。)、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権(以下「回路配置利用権」という。)、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権(以下「育成者権」という。)、種苗法に規定する品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利(以下「産業財産権」と総称する。)
 - (2) 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定する著作権(著作権法第21条から第28条に規定するすべての権利を含む)並びに外国における上記権利に相当する権利(以下「著作権」という。)
 - (3) 前2号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲、乙協議のうえ、特に指定するもの(以下「ノウハウ」という。)を使用する権利
- 2 本契約において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。
- 3 本契約において、知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権については著作権法第21条から第28条までに規定する全ての権利に基づき著作権を利用する行為並びにノウハウの使用をいう。

(知的財産権の帰属)

第25条 甲は、契約締結日に乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出たときは、委託研究の成果にかかる知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

- (1) 乙は、委託研究の成果にかかる発明等を行ったときは、遅滞なく、第26条の規定に基づいて、その旨を甲に報告しなければならない。
- (2) 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を甲に許諾する。
- (3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾しなければならない。
- (4) 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は専用実施権(仮専用実施権を含む。)もしくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定もしくは移転の承諾(以下「専用実施権等の設定等」という。)をするとき、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。
 - イ 乙が株式会社である場合で、乙がその子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)又は親会社(同法第4号に規定する親会社をいう。)に移転又は専用実施権等の設定等をする場合
 - ロ 乙が承認TLO(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号)第4条第1項の承認を受けた者(同法第5条

第1項の変更の承認を受けた者を含む。))又は認定TLO(同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者)に移転又は専用実施権等の設定等をする場合
ハ 乙が技術研究組合である場合で、乙がその組合員に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

- 2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しないときは、乙から当該知的財産権を譲り受けるものとする。
- 3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず第1項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認めるときは、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

(知的財産権の報告)

- 第26条 乙は、委託研究の成果にかかる産業財産権の出願又は申請を行ったときは、出願の日から60日以内に産業財産権出願通知書を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、前項にかかる国内の特許出願、実用新案登録出願、及び意匠登録出願を行うときは、当該出願書類に国の委託にかかる成果の出願である旨の表示をしなければならない。
 - 3 乙は、第1項にかかる産業財産権の出願に関して設定の登録等を受けたときは、設定の登録等の日から60日以内に産業財産権通知書を甲に提出しなければならない。
 - 4 乙は、委託研究により作成し、甲に納入する著作物については、当該著作物の納入後60日以内に著作物通知書を甲に提出しなければならない。
 - 5 乙は、委託研究の成果にかかる産業財産権を自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾したとき(ただし、第28条第2項に規定する場合を除く。)は、産業財産権実施届出書を遅滞なく甲に提出しなければならない。
 - 6 乙は、委託研究の成果に係る産業財産権以外の知的財産権について、甲の求めに応じて、自らによる実施及び第三者への実施許諾の状況を書面により報告しなければならない。

(知的財産権の移転)

- 第27条 乙は、委託研究の成果に係る知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合には、第25条、第26条、第28条、第29条、第30条、第33条及び本条の規定の適用に支障を与えないことを当該第三者に約させなければならない。
- 2 乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、移転承認申請書を甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第25条第1項第4号イからハまでに定める場合には、この限りではない。
 - 3 乙は、第1項の移転を行ったときは、移転通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

(知的財産権の実施許諾)

- 第28条 乙は、委託研究の成果にかかる知的財産権について、甲以外の第三者に実施を許諾するときは、第25条、第30条及び第33条並びに次項の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。
- 2 乙は、委託研究の成果にかかる知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、専用実施権等設定承認申請書を甲に提出し、承認を受けなければならない。ただし、第25条第1項第4号イからハに定める場合には、専用実施権等設定通知書を甲に提出し、当該専用実施権等の設定等の事実を甲に通知することで足りることとする。

(知的財産権の放棄)

- 第29条 乙は、委託研究の成果にかかる知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を甲に通知しなければならない。

(ノウハウの指定)

- 第30条 甲及び乙は、第24条第1項第3号に規定するノウハウの指定にあたっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

- 2 前項の秘匿すべき期間は、委託研究の完了又は廃止の日の属する会計年度の翌日から起算して5年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲、乙協議のうえ、秘匿すべき期間を延長又は短縮することができる。

(知的財産権の管理)

第31条 甲は、第25条第2項の規定により乙から産業財産権を譲り受けたときは、乙に対し、乙が既に負担した当該産業財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立にかかる登録までに必要な手続きに要した費用の全部を負担するものとする。

- 2 甲が、第25条第2項の規定により乙から産業財産権を受け権利を譲り受けたときは、乙は、産業財産権の出願又は申請から権利の成立にかかる登録までに必要な手続きを甲の承諾を得て甲の名義により行うものとし、当該手続きにかかる産業財産権の登録が行われなかったときは、当該手続きに要した費用の全部を乙の負担とするものとする。

(職務発明規程の整備)

第32条 乙は、本契約の締結後、速やかに従業者又は役員（以下「従業者等」という。）が行った発明等が委託研究を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその従業者等の職務に属するときは、その発明等にかかる知的財産権が乙に帰属する旨の契約をその従業者等と締結し又はその旨を規定する職務規程を定めなければならない。ただし、上記の規定が既に整備されているときは、この限りではない。

(成果の利用行為)

第33条 甲及び甲が指定する者は、第25条第1項の規定にかかわらず、委託研究により納入された著作物に係る著作権について、無償で実施することができる。

- 2 乙は、甲及び甲が指定する者による実施について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- 3 乙は、委託研究の成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、委託研究による成果である旨を標記するものとする。

(知的財産等の実施)

第34条 乙は、知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを実施するときは、その実施に関する一切の責任を負わねばならない。

(委託研究の遂行不可能な場合の措置)

第35条 甲、乙いずれの責にも帰することのできない事由により委託研究を実施することが不可能又は困難となったときは、甲、乙協議のうえ、本契約を解除又は変更するものとする。

- 2 前項の規定により、本契約を解除したときは、第13条、第16条から第19条、第22条及び第23条の規定を準用するものとする。

(契約不履行)

第36条 甲は、乙が、本契約に定める事項に違反したときは、本契約を解除又は変更し、かつ、既に支払った委託研究費の全部又は一部を返還させることができる。

- 2 前項の規定により、本契約を解除したときは、第13条、第16条から第19条、第22条及び第23条の規定を準用するものとする。

(不正に対する措置)

第37条 甲は、乙に不正の疑いがある場合は、乙に対して調査を指示することができる。

- 2 乙は、前項の指示を受けた場合もしくは本契約に関する不正があった場合は、その調査の結果を書面により、甲に報告しなければならない。
- 3 甲は、前項の報告を受けたときは、必要に応じ、職員又は甲の指定する者を派遣し、不正の有無及びその内容を調査することができる。このとき乙は、調査に協力しなければならない。

- 4 甲は、本契約に関する不正が明らかになったときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 5 甲は、前項の規定により、本契約を解除したときは、契約解除の額又は既に支払った委託研究費の額のいずれか低い額を返還させることができる。
- 6 乙は、前項の規定により、不正にかかる委託研究費を返還するときは、不正にかかる委託研究費を乙が受領した日の翌日から起算し、返還金として納付した日までの日数に応じ、年利5パーセントの割合により計算した遅延利息を付加しなければならない。
- 7 甲は、不正の事実が確認できたときは、氏名及び不正の内容を公表することができる。
- 8 甲は、前各項のほか必要な措置を講じることができる。

(談合等の不正行為に係る違約金等)

第38条 乙は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10パーセントに相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は同法第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の2第18項又は同法第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (3) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは独占禁止法第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10パーセントに相当する額のほか、契約金額の5パーセントに相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第1号に規定する確定した納付命令若しくは排除措置命令又は同項第3号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 前項第2号に規定する通知に係る事件において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として第1項及び第2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 5 乙は、本契約に関して、第1項又は第2項の各号の一に該当することとなった場合は、速やかに当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(相手方に対する通知発効の時期)

第39条 書面による通知は、甲から乙に対するものにあつては発信の日から、乙から甲に対するものにあつては受信の日から、それぞれの効力を生ずる。

(委託研究費支出明細書の提出等)

第40条 乙が、特例民法法人である場合は、公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画(平成14年3月29日閣議決定)に基づき、額の確定の通知後、速やかに委託研究費支出明細書を

作成し、乙の事務所に備え付け公開するものとし、甲及び乙の主務官庁に提出しなければならない。

（機密の保持）

第41条 乙は、委託研究の実施により知り得た事項の機密を保持しなければならない。ただし、甲に書面による承諾を得た場合、若しくは当該機密が次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 知り得た際、既に公知となっている事項
- (2) 知り得た後、乙の責に帰すべき事由によらず、刊行物その他により公知となった事項
- (3) 知り得た時点で、既に乙が自ら所有していたことを書面で証明できる事項
- (4) 知り得た後、正当な権利を有する第三者から合法的に入手した事項

（個人情報の取扱い）

第42条 乙は、甲から預託を受けた個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照会することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良な管理者の注意をもって取扱う義務を負わなければならない。

- 2 乙は次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を受けた場合は、この限りではない。
 - (1) 甲から預託を受けた個人情報を第三者（再委託する場合における再委託先を含む。）に預託若しくは提供又はその内容を知らせること。
 - (2) 甲から預託を受けた個人情報を本契約の目的の範囲を超えて使用、複製、又は改変すること。
- 3 乙は、甲から預託を受けた個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 甲は、必要があると認めるときは、職員又は甲の指定する者に乙の事務所及びその他の研究実施場所等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対して必要な指示をすることができる。
- 5 乙は、甲から預託を受けた個人情報を委託研究の完了後、廃止又は解除をした後に速やかに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 6 乙は、甲から預託を受けた個人情報について漏洩、滅失、毀損、その他本条にかかる違反等が発生したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 7 第1項及び第2項の規定については、委託研究の完了、廃止又は解除をした後であっても効力を有するものとする。

（属性要件に基づく契約解除）

第43条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時、契約を締結する事務所をいう。）の代表者で役員以外の者又は団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- (2) 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているときにおける当該法人等
- (3) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該法人等

- (4) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該法人等
- (5) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているときにおける当該法人等

(行為要件に基づく契約解除)

第44条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて研究を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第45条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。））、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第46条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第47条 甲は、第43条、第44条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第43条、第44条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合においては、契約金額の10パーセントに相当する額を違約金として甲が指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第48条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は研究妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(その他の事項)

第49条 乙は、本契約に定める事項のほか、甲が別に定める委託研究の実施に必要な事務手続き等に従わなければならない。

- 2 本契約に定めのない事項及び本契約に定める事項について生じた疑義については、甲、乙協議のうえ、解決するものとする。

- 3 前項の規定による協議が整わないときは、乙は、甲の意見に従わなければならない。なお、甲の意見に対し、乙が不服を申し立てるときは、甲を提訴することができる。
- 4 本契約に関する訴は、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。
- 5 本契約及び研究にかかる文書等は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づいて処理するものとする。

（情報セキュリティの確保）

- 第50条 乙は、情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、委託研究による作業の一切（甲より開示された資料や情報を含む。）について、秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負う。
 - 3 乙は、委託研究のために甲から提供される情報については、委託研究の目的以外に利用してはならない。なお、前項及び本項の規定は委託研究が完了し、又は本契約が解除その他の理由により終了した後であっても、その効力を有する。
 - 4 乙は、委託研究完了又は契約解除等により、甲が提供した紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）が不要になった場合には、速やかに甲に返却又は破砕、溶解及び焼却等の方法により情報を復元及び判読不可能な状態に消去又は廃棄し、返却又は廃棄等報告書を甲に提出しなければならない。ただし、甲が別段の指示したときは、乙はその指示に従うものとする。
 - 5 乙は、委託研究の遂行において情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがある場合には、速やかに必要な措置を講ずるとともに、甲に報告しなければならない。また、甲の指示があったときには、その指示に従うものとする。
 - 6 乙は、甲から情報セキュリティ対策の履行状況の確認を求められた場合には、速やかに状況等を報告しなければならない。また、甲は、必要があると認めるときは、乙における情報セキュリティ対策の実施状況を確認するための調査をすることができる。
 - 7 乙は、委託研究の一部を再委託する場合には、再委託することにより生ずる脅威に対して本条及び次条に基づく情報セキュリティ対策が十分に確保される措置を講じなければならない。

（外部公開ウェブサイトにおける情報セキュリティ対策）

- 第50条の2 乙は、委託研究の実施に当たって、外部公開ウェブサイト（以下「ウェブサイト」という。）を構築又は運用する場合には、ウェブサイト構築又は運用届出書を甲に提出しなければならない。甲はウェブサイトの構成等が不適切と考える場合には、乙に変更を求めることができる。
- 2 乙は、ウェブサイトを構築又は運用するプラットフォームとして、乙が管理責任を有するサーバー等がある場合には、当該ウェブサイト又は当該サーバー等で利用するOS、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、重要なセキュリティ修正プログラムが提供されている場合には業務影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施しなければならない。また、ウェブサイトを構築した際には、サービス開始前に、運用中においては年1回以上、ポートスキャン、脆弱性検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施しなければならない。
 - 3 乙は、ウェブアプリケーションの構築又は改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」（以下「作り方」という。）に従うものとする。また、構築又は改修したウェブアプリケーションのサービス開始前に、「作り方」に記載されている脆弱性の検査を含むウェブアプリケーション診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施しなければならない。併せて、「作り方」のチェックリストに従い対応状況を確認し、その結果を記入したチェックリストを甲に提出すること。
なお、チェックリストの結果に基づき、甲から指示があった場合には、その指示に従うものとする。

上記の契約の証として委託研究契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲、乙1通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

甲 神奈川県横須賀市長瀬三丁目1番1号
契約担当役
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
港湾空港技研究所長
〇〇 〇〇 印

乙 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇△丁目△番△号
〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇長 〇〇 〇〇 印

委託研究の再委託に関する特約条項

(目的)

第1条 本特約条項は、乙が委託研究をより効果的に実施するため、委託研究を再委託する場合の取扱いについて定めることを目的とするものとする。

(研究の範囲)

第2条 再委託は、委託研究契約書第1条第2号に定める委託研究の目的及び内容の範囲を超えてはならない。

(研究の実施)

第3条 再委託は、第4条及び第5条に規定する場合を除き、委託研究契約事務処理要領を準用するものとする。

(報告書等)

第4条 乙は、甲の要求があったときは、委託研究契約書第11条に定める委託研究中間報告書を乙が必要とする期日までに再委託先より乙に提出させなければならない。

2 乙は、委託研究契約書第12条から第15条に定める委託研究年度末報告書、委託研究廃止報告書、委託研究完了届及び委託研究実績報告書を乙が必要とする期日までに再委託先より乙に提出させなければならない。

3 乙は、委託研究契約書第21条に定める委託研究成果報告書を乙が必要とする期日までに再委託先より乙に提出させなければならない。

(再委託研究契約書の締結)

第5条 再委託の実施にあたっては、乙と再委託先との間で委託研究契約書を締結しなければならない。

2 当該委託研究契約書においては、第3条に基づき、第4条を踏まえたものとする。

以 上

研究計画書

- * 契約に先立って、様式にしたがい、詳細な記載が可能な年度分について提出すること。その際、記載対象とした年度を明記すること。
- * 契約開始時点において提出が困難な年度分については、当該年度の開始前までに計画を具体化し、順次提出すること（研究期間初年度においては、原則当該年度及び翌年度末までの計画を具体化すること。）。

I. 委託研究の内容

1. 委託研究の課題

「（委託研究契約書第1条の研究開発課題を記載）」

2. 実施機関

（受託者（委託先））

住所 ○○県○○市○○町○丁目○番○号

機関名 ○○○○ ○○○

（再委託先）

住所 □□県□□市□□町□丁目□番□号

機関名 □□□□ □□□

（再委託先）

住所 △△県△△市△△町△丁目△番△号

機関名 △△△△ △△△

3. 委託研究の目的

・・・を実現し、・・・のための・・・技術の実現を目指し、○○等を・・・早期発見し、・・・を可能とする・・・技術、・・・計測などの最新の○○技術を・・・した○○技術の開発を実施し、・・・することを目的とする。

このうち、○○○○ではプロジェクトの総合的推進及び・・・に関わる技術開発、△△△では・・・に関わる研究開発、□□□□では・・・の計測を実施する。

4. 委託研究の目的

（1）全体計画

・年度別の目標及び研究方法

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
実施内容と研究目標					
評価時期					
代表研究機関○○					
再委託先□□					
再委託先△△					

* 必要に応じて欄を追加してください。

* 研究の全体計画について、年度ごとの研究目標（マイルストーン）を具体的かつ検証

可能な形で整理して記述してください。

* 複数の研究実施機関で研究を行う場合には、それぞれ分けて年度目標を記載してください。

・年度別経費内訳

委託研究費 の内訳	所要経費（千円）					備考 (ア～エの計)
	令和○年度	令和○年度	令和○年度	令和○年度	令和○年度	
①直接経費						
ア. 物品費						
（アのうち設備備品費）						
（アのうち消耗品費）						
イ. 旅費						
ウ. 人件費・謝金						
エ. その他						
（エのうち消費税相当額）						
②一般管理費						
③再委託費						
合計（①+②+③）						

* 必要に応じて欄を追加してください。

(2) 全体計画

①●●●●

a. プロジェクトの総合推進

.....

b.に関わる技術開発

.....

c. -----検討会の実施

.....

②■ ■ ■ ■

.....に関わる研究開発

.....

③▲ ▲ ▲ ▲

.....

5. 委託研究実施期間

(受託者(委託先)) 委託研究契約書第1条第3号のとおり

(再委託先)

機関名 □□□□ □□□

実施期間 令和○年○月○日から令和○年○月○日

(再委託先)

機関名 ▲▲▲▲ ▲▲▲

実施期間 令和○年○月○日から令和○年○月○日

II. 委託研究の実施体制

1. 研究代表者

(受託者(委託先))

役職・氏名 ○○○○ ○○○教授 ○○ ○○

(再委託先)

役職・氏名 □□□□ □□□教授 □□ □□

(再委託先)

役職・氏名 ▲▲▲▲ ▲▲▲教授 ▲▲ ▲▲

2. 研究項目別実施区分

研究項目	実施場所	研究担当者
① ●●●● a. プロジェクトの総合推進	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇〇 〇〇大学〇〇センター	〇〇大学〇〇学部教授 〇〇 〇〇
b.に関わる技術開発	〃	〇〇大学〇〇学部准教授 〇〇〇 〇
c. - - - - 検討会の実施	〃	〃
② ■■■■に関わる研究開発	□□県□□市□□町□丁目□□□ □□大学□□研究所	□□大学□□学部教授 □□ □□
③ ▲▲▲▲	△△県△△市△△町△丁目△△△ △△機構△△センター	△△機構△△センター教授 △△ △△

3. 経理担当者

(受託者(委託先))

役職・氏名 〇〇〇〇 〇〇〇〇経理部長 〇〇 〇〇

(再委託先)

役職・氏名 □□□□ □□□□経理部長 □□ □□

(再委託先)

役職・氏名 △△△△ △△△△経理部長 △△ △△

4. 知的財産権の帰属

「知的財産権は乙に帰属することを希望する。」又は「知的財産権は全て甲に帰属する。」のいずれかを選択して記載すること。

5. 委託研究契約書の定めにより甲に提出することとされている著作物以外で委託研究により作成し、甲に納入する著作物の有無

(有・無)

【著作物が有の場合以下を記載】

(名称: 数量:)

Ⅲ. 委託研究費の経費の区分

【令和〇年度総括表】

(単位：円)

大項目	中項目	委託研究費の額	備考（消費税対象額を記載）
物品費	計		
	設備備品費		※消費税対象額
	消耗品費		※消費税対象額
旅費	旅費		※消費税対象額
人件費・謝金	計		
	人件費		※消費税対象額
	謝金		※消費税対象額
その他	計		
	外注費（雑役務費）		※消費税対象額
	印刷製本費		※消費税対象額
	会議費		※消費税対象額
	通信運搬費		※消費税対象額
	光熱水料		※消費税対象額
	その他（諸経費）		※消費税対象額
	消費税相当額		
一般管理費	上記経費 * 一般管理費率		
再委託費			
合計			

【令和〇年度受託者（委託先）・再委託先別】

受託者（委託先）：〇〇〇〇

(単位：円)

大項目	中項目	委託研究費の額	備考（消費税対象額を記載）
物品費	計		
	設備備品費		※消費税対象額
	消耗品費		※消費税対象額
旅費	旅費		※消費税対象額
人件費・謝金	計		
	人件費		※消費税対象額
	謝金		※消費税対象額
その他	計		
	外注費（雑役務費）		※消費税対象額
	印刷製本費		※消費税対象額
	会議費		※消費税対象額
	通信運搬費		※消費税対象額
	光熱水料		※消費税対象額
	その他（諸経費）		※消費税対象額
	消費税相当額		
一般管理費	上記経費 * 一般管理費率		
再委託費			
合計			

再委託先：□□□□

(単位：円)

大項目	中項目	委託研究費の額	備考（消費税対象額を記載）
物品費	計		
	設備備品費		※消費税対象額
	消耗品費		※消費税対象額
旅費	旅費		※消費税対象額
人件費・謝金	計		
	人件費		※消費税対象額
	謝金		※消費税対象額
その他	計		
	外注費（雑役務費）		※消費税対象額
	印刷製本費		※消費税対象額
	会議費		※消費税対象額
	通信運搬費		※消費税対象額
	光熱水料		※消費税対象額
	その他（諸経費）		※消費税対象額
	消費税相当額		
一般管理費	上記経費 * 一般管理費率		
合計			

再委託先：△△△△

(単位：円)

大項目	中項目	委託研究費の額	備考（消費税対象額を記載）
物品費	計		
	設備備品費		※消費税対象額
	消耗品費		※消費税対象額
旅費	旅費		※消費税対象額
人件費・謝金	計		
	人件費		※消費税対象額
	謝金		※消費税対象額
その他	計		
	外注費（雑役務費）		※消費税対象額
	印刷製本費		※消費税対象額
	会議費		※消費税対象額
	通信運搬費		※消費税対象額
	光熱水料		※消費税対象額
	その他（諸経費）		※消費税対象額
	消費税相当額		
一般管理費	上記経費 * 一般管理費率		
合計			

(参考) 委託研究契約事務処理要領第2第1項第2号の経費等内訳書の様式
(委託者の指示により見積書やカタログ等の資料を添付すること。)

経費等内訳書 令和〇年度

(設備備品費)

品名	型番・メーカー・仕様・規格	数量	単価	金額	備考
クライオスタット	HM560MV(ハキョトーム 付) カールツァイス 製	1 式			
.....装置	microXXXX	1 式			
.....分析システム	HTEC-500AAA社製	2 式			
合計					

(試作品費)

品名	型番・メーカー・仕様・規格	数量	単価	金額	備考
...化合成システム		1 式			
合計					

<消耗品費>

分類	品名等	数量	単位	単価	合計	備考
ガス類	液体窒素	80,000	kg			
	液体酸素	21,000	kg			
	水素カードル	350	m3			
	液体ヘリウム	500	L			
	その他一般ガス類	1	式			
小計						
超純水製造 関係	除濁膜	1	本			
	UV ランプ	3	本			
	UV 酸化ランプ	3	本			
	メカニカルシール	10	本			
	その他超純水関係	1	式			
小 計						
試薬類	EL 級アセトン 1L 8 本入	20	箱			
	EL 級 IPA 1L 8 本入	10	箱			
	EL 級過酸化水素 1L 12 本入	15	箱			
	EL 級塩酸 1L 12 本入	10	箱			
	その他試薬	1	式			
小 計						
石英材料	透明石英管 QT-19B*1000mm	5	本			
	透明石英反応管 86φ×1200×40φ	1	本			
	その他石英部品	1	式			
小 計						
合 計						

<国内旅費>

行程	出張先	日程	日当	宿泊費	交通費	小計	人数	回数	合計金額	目的	備考
東京 ～ 京都	京都大学	1泊 2日								運営会議出席及び研究 打合せのため	
東京 ～ 仙台	東北大学	2泊 3日								…学会出席及 び…についての調 査	
つくば ～ 東京		日帰 り								推進委員会出席（招 聘）	
合 計											

<外国旅費>

行程	出張先	日程	日当	宿泊費	交通費	小計	人数	回数	合計金額	目的	備考
東京 ～ パリ	… 大学	5泊 7日								…学会出席及 び…についての調 査	
合 計											

<外国人等招へい旅費>

行程	出張先	日程	日当	宿泊費	交通費	小計	人数	回数	合計金額	目的	備考
東京 ～ パリ	… 大学										
合 計											

(人件費)

区分	役職氏名	摘要	日(月・H) 当り単価 (A)	交通費 月・日	従事時間 (単位:時間・日・月)												金額 (A×B)	交通費	期末 勤勉 手当	退職 手当 等	合計	備考	
					4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月							計 (B)
研究担 当職員																							
	主任研究員	月額	386,000	26,000																			
	(超勤手当)																						
	研究員A	日額	16,000	9,800																			
	研究員D	時間給	1,850	320																			
補助者																							
	〇〇〇	時間給	1,200	16,000																			
	〇〇〇	時間給	1,150	490																			
合 計																							

<社会保険料等事業主負担分>

氏名	単価	研究 手当	扶養 手当	住居 手当	通勤 手当	報酬月額 (左の合計)	標準 報酬月額	期末 勤勉 手当	積算 単価	算 式 (円)
主任研究員										健: 420,000 × 41.00 / 1000 × 5 月 + 106,250 × 41.00 / 1000 × 7 月 = 116,593 厚: 420,000 × 71.44 / 1000 × 5 月 + 106,250 × 71.44 / 1000 × 7 月 = 203,157 児: 420,000 × 0.90 / 1000 × 5 月 = 1,890 雇: 412,000 × 11.50 / 1000 × 5 月 + 106,250 × 11.5 / 1000 × 7 月 = 24,998 計 346,638
研究員A										健: 320,000 × 41.00 / 1000 × 5 月 + 85,333 × 41.00 / 1000 × 7 月 = 90,090 厚: 320,000 × 71.44 / 1000 × 5 月 + 85,333 × 71.44 / 1000 × 7 月 = 91,366 児: 320,000 × 0.90 / 1000 × 5 月 = 1,440 雇: 329,800 × 11.50 / 1000 × 5 月 + 85,333 × 11.5 / 1000 × 7 月 = 25,832 計 208,728

健:健康保険、厚:厚生年金保険、児:児童手当拠出金、雇:雇用保険
注)社会保険料は、掛率等が変更されている場合がありますので、給与担当者に要確認。

合計 555,366

【代表研究機関】研究開発参加者リスト

令和○年度 ○○○○委託事業 「(研究開発課題)」

実施機関名 ○○大学

氏名 (注1)	継続区分	所属		役割	具体的な実施研究内容	実施期間		人件費 (外部資金) (注2)
		部門	役職			開始年月	終了年月	
○○ ○○	継	大学院○○系研究科	教授	課題代表	研究総括	2008年4月	2009年3月	
○○ ○○	継	大学院○○系研究科	助教授	実施担当	○○○○○○○○○○○○○○○○	2008年4月	2009年3月	
○○ ○○	継	大学院○○系研究科	助教授	実施担当	○○○○○○○○○○○○○○○○	2008年4月	2008年11月	
○○ ○○	継	大学院○○系研究科	助手	実施担当	○○○○○○○○○○○○○○○○	2008年4月	2009年3月	○
○○ ○○	継	大学院○○系研究科	助手	実施担当	○○○○○○○○○○○○○○○○	2008年4月	2009年3月	
○○ ○○	継	大学院○○系研究科	技官	実施担当	○○○○○○○○○○○○○○○○	2008年4月	2009年3月	
○○ ○○	継	大学院○○系研究科	研究補佐員	実施担当	○○○○○○○○○○○実験補佐	2008年4月	2009年3月	
○○ ○○	新	大学院○○系研究科	教授	サブテーマ代表	サブ研究グループ統括	2008年8月	2009年3月	
○○ ○○	新	大学院○○系研究科	講師	実施担当	○○○○の開発	2008年8月	2009年3月	○
○○ ○○	新	大学院○○系研究科	助手	実施担当	○○○○○○○○○○の合成	2008年8月	2009年3月	
○○ ○○	新	大学院○○系研究科	教授	実施担当	○○○○○研究	2008年8月	2009年3月	
○○ ○○	新	大学院○○系研究科	助手	実施担当	○○○○○○○○○開発	2008年8月	2009年3月	
○○ ○○	新	○○研究所	助教授	実験担当	○○○○研究	2008年8月	2009年3月	

(注1) 上表の記載対象者は、本委託研究に直接従事する研究代表者、研究担当者及び研究開発参加者であり、委託研究契約の機関の常勤職員及び本言委託研究のために雇用された非常勤職員(自己充当経費での雇用を含む)をすべて記載して下さい。

(注2) 本委託研究からの人件費の支出があり、他の外部資金からも人件費の支出がある者に○を付けて下さい。

【支援研究機関】研究開発参加者リスト

令和〇年度 ○〇〇〇委託事業 「（研究開発課題）」

氏名	所属			具体的な実施研究内容
	所属機関	部門	役職	
〇〇 〇〇	●●大学	〇〇〇研究所	教授	〇〇〇オブザーバー
〇〇 〇〇	△△大学	〇〇〇研究所	教授	〇〇〇委員会 委員長
〇〇 〇〇	△△大学	〇〇〇研究所	客員教授	〇〇〇委員会 委員
〇〇 〇〇	△△大学	〇〇〇研究所	助手	〇〇〇委員会 委員
〇〇 〇〇	□□大学	〇〇〇〇〇研究所	教授	〇〇〇委員会 委員
〇〇 〇〇	□□大学	〇〇〇〇〇研究所	助手	〇〇〇委員会 委員
〇〇 〇〇	□□大学	〇〇〇〇〇研究所	助手	〇〇〇委員会 委員

<諸謝金>

氏名	用務等	金額	備考
合計			

<〇〇費> (雑役務費、印刷製本費 等)

件名	摘要	数量	単価	金額	備考
合計					

令和 年 月 日

契約担当役
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
港湾空港技術研究所長 殿

(受託者) 住 所
名称及び
代表者名

印

委 任 状

令和 年 月 日付
革新的社会資本整備研究開発推進事業

私は、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所との上記委託研究契約
に関し、下記の者を代理人と定め、下記は一切の権限を委任します。

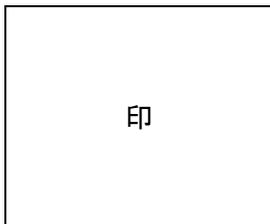
記

受任者（代理人） 住 所
代理人名

委任事項 1 契約締結に関する件
2 契約に基づく提出書類に関する件
3 契約代金の請求及び受領に関する件
※委任する事項を必要に応じて加除修正するものとする。

委任期間 委任日から上記委任事項終了まで

受任者（代理人）使用印鑑



契約担当役
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
港湾空港技術研究所長 殿

住所 〒 _____

名称 _____

代表者
役職名・氏名 _____ 印

銀行振込（新規・変更）依頼書

当方に支給される国庫金（補助金・交付金・委託研究費）については、下記の口座に振込み願います。

記

振込先口座									
カナ口座名義									
<small>※通帳に記載されているカナ口座名義を記入 (漢字名は記入不要)</small>									
ゆうちょ銀行以外の金融機関									
金融機関名・支店名		銀 行 信用金庫 農 協						支 店 営業部 出張所	
金融機関コード		店 舗 コード							
預金種別 <small>※いずれかに○</small>		普通預金 ・ 当座預金 ・ 別段預金							
口座番号 <small>※右詰で記入</small>									
ゆうちょ銀行（通帳に記載されている記号 5 桁及び番号 8 桁を記入）									
<small>例）記号 1 2 3 4 0 - 1 → 2 3 4 の部分を記入（1 桁目の 1 と 5 桁目の 0 は固定なので記入不要、- 1 は記入不要） 番号 1 2 3 4 5 6 7 1 → 1 2 3 4 5 6 7 まで記入（下 1 桁の 1 は固定なので記入不要）</small>									
ゆうちょ銀行		記号		1		0			
		番号							
<small>← 番号が 8 桁ない場合は右詰めで記入</small>									

以下、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所内担当者記入欄

事業名			
局課名			
連絡担当者名		内線	

変 更 委 託 研 究 契 約 書

令和 年 月 日付けをもって、契約担当役 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所長 ○○ ○○（以下「甲」という。）と株式会社○○○○○代表取締役 ○○ ○○（以下「乙」という。）との間で締結した研究開発課題「・・・・・・・・・・」に関する委託研究契約書について下記のとおり変更する。

記

1. 第 1 条第 2 号に規定する委託研究の目的、内容及び経費の内訳を次のとおり変更する。
2. 第 3 条に規定する委託研究費「11,000,000円」を「14,650,000円」に変更する。
3. 研究計画書のうち、経費について次のとおり変更する。

（単位：円）

大項目	当初契約額	増 減 額	変更後契約額	備考
物品費	5,000,000	△ 1,000,000	4,000,000	
人件費・謝金	3,000,000	2,000,000	5,000,000	
その他	2,000,000	500,000	2,500,000	
一般管理費	1,000,000	150,000	1,150,000	
合 計	11,000,000	3,650,000	14,650,000	

上記の契約の証として、契約書 2 通を作成し双方記名押印のうえ、甲、乙各 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 神奈川県横須賀市長瀬三丁目 1 番 1 号
 契約担当役
 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
 港湾空港技術研究所長
 ○○ ○○ 印

乙 ○○県○○市○○二丁目○番○号
 株式会社○○○○○
 代表取締役 ○○ ○○ 印

（注）変更事項については、必要に応じ適宜加除修正をすること。

帳簿の様式

【帳簿総括表】

(単位：円)

大項目	中項目	決算額 (円)	備考
物品費	設備備品費		
	消耗品費		
旅費	国内旅費		
	外国旅費		
人件費・謝金	人件費		
	謝金		
その他			
	その他		
	消費税相当額		
一般管理費	上記経費*一般管理費率		
再委託費			
合計			

【帳簿】

(大項目) 物品費

(中項目) 設備備品費

品名	仕様・規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	発注 年月日	引取 年月日	支払 年月日	取引 相手方	備考
計									

(中項目) 消耗品費

品名	仕様・規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	発注 年月日	引取 年月日	支払 年月日	取引 相手方	備考
計									

(大項目) 旅費

(中項目) 国内旅費

氏名 (旅行者名)	用務内容	用務先	金額 (円)	旅行期間		支払 年月日	備考
				出発日	帰着日		
計							

(中項目) 外国旅費

氏名 (旅行者名)	用務内容	用務先	金額 (円)	旅行期間		支払 年月日	備考
				出発日	帰着日		
計							

人件費補足資料【委託研究契約書第9条に基づき、帳簿とともに具備し、甲の要求があったときは提出すること。

氏名	委託事業														その他 (自主事業や他の受託事業)		合計（法定給与台帳）			
	給与 支給 対象 期間	給与					社会保険等事業主負担分									給与	社会保険 等事業主 負担分	給与	社会保険 等事業主 負担分	
		支給 額	左の内訳				事業 主負 担分 合計	社会 保険 料	左の内訳					労働 保険 料	左の内訳					
			基本 給	通勤 手当	時間 外手 当	その 他手 当			健康 保険	介護 保険	厚生 年金 保険	児童 手当 拠出 金	雇用 保険		労災 保険					
〇〇〇	4月分																			
〇〇〇	5月分																			
〇〇〇	6月分																			
〇〇〇	賞与																			
〇〇〇	7月分																			
〇〇〇	8月分																			
〇〇〇	9月分																			
〇〇〇	10月分																			
〇〇〇	11月分																			
〇〇〇	賞与																			
〇〇〇	12月分																			
〇〇〇	1月分																			
〇〇〇	2月分																			
〇〇〇	3月分																			
〇〇〇	退職																			
〇〇〇	計																			
△△△	1月分																			
△△△	2月分																			
△△△	3月分																			
△△△	計																			
合計	—		—		—	—		—	—	—	—	—	—	—	—					

契約担当役
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
港湾空港技術研究所長 殿

(受託者) 住 所
名称及び
代表者名

印

委託研究変更承認申請書

令和 年 月 日付
革新的社会資本整備研究開発推進事業

上記委託研究計画書について、下記のとおり変更したいので、委託研究契約書第10条第1項の規定に基づき申請します。

記

1. 変更事項
 - ①変更前
 - ②変更後
2. 変更の理由
3. 変更が研究計画に及ぼす影響及び効果

契約担当役
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
港湾空港技術研究所長 殿

(受託者) 住 所
名称及び
代表者名

印

委託研究中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付
革新的社会資本整備研究開発推進事業

上記委託研究について、下記により中止（廃止）したいので、委託研究契約書第 10 条第 2 項の規定に基づき申請します。

記

1. 中止（廃止）の理由
2. 中止（廃止）後の措置

契約担当役
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
港湾空港技術研究所長 殿

(受託者) 住 所
名称及び
代表者名

印

変 更 届

令和 年 月 日付
革新的社会資本整備研究開発推進事業

上記委託研究について、下記の事項を変更したいので、委託研究契約事務処理要領第9第3項に基づき届け出ます。

記

1 変更事項

①変更前

②変更後

2 変更しようとする日付 令和 年 月 日

3 変更の理由

契約担当役
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
港湾空港技術研究所長 殿

(受託者) 住 所
名称及び
代表者名

印

変 更 届

令和 年 月 日付
革新的社会資本整備研究開発推進事業

上記委託研究について、下記の事項を変更したので、委託研究契約事務処理要領第9第4項に基づき届け出ます。

記

1 変更事項

①変更前

②変更後

2 変更が生じた日付 令和 年 月 日

3 変更の理由

契約担当役
 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
 港湾空港技術研究所長 殿

(受託者) 住 所
 名称及び
 代表者名

印

委 託 研 究 中 間 報 告 書

令和 年 月 日付
 革新的社会資本整備研究開発推進事業

上記委託研究の進捗状況について、委託研究契約書第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 委託研究の実施状況

(1) 委託研究の実施日程

研究開発課題	実 施 日 程											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

(2) 委託研究の実施状況の説明

2. 委託研究予算の実施状況（〇月〇日付実績）

(1) 総括表

大項目	契約額（円）	実績（円）	決算見込額（円）	備 考
計				

(2) 設備備品・試作品の状況

大項目	仕 様	数 量	単 価 （円）	金 額 （円）	実 績 （円）	引取(予定) 年 月 日	備 考
計							

3. その他、研究にかかる変更内容の説明（委託研究契約事務処理要領第9第5項関係）

(1) 研究計画書の「Ⅲ. 委託研究費の経費の区分」に関する変更で、委託研究契約書第10条第1項第2号の流用制限の範囲内における中項目の新設

（該当： 有 ・ 無 ）

【「有」の場合、以下について記載する。】

① 新設した中項目名

大項目：

中項目：

② 新設を必要とした理由

理由：（新設した中項目毎に具体的に説明すること。）

(2) 経費等内訳書の設備備品費及び試作品費の変更

（該当： 有 ・ 無 ）

【「有」の場合、以下について記載する。】

① 変更した内容（変更が無かった物品は記載しない。）

（変更前）

品名	型番・メーカー・仕様・規格	数量	単価	金額
（設備備品費）				
（試作品費）				

（変更後）

品名	型番・メーカー・仕様・規格	数量	単価	金額
（設備備品費）				
（試作品費）				

② 変更を必要とした理由

理由：（物品毎に具体的に必要性を説明すること。）

(3) 経費等内訳書の研究参加者リスト及び研究協力者リストの変更

（該当： 有 ・ 無 ）

【「有」の場合、以下について記載する。】

① 変更した内容

別紙のとおり

【契約時に提出した研究参加者リスト及び研究協力者リストに変更内容を反映させたものを添付する。】

② 変更を必要とした理由

理由：（簡潔に記載する。 例：人事異動のため。）

(注) 本紙3.(1)及び(2)に記載する変更は、要領第9第5項第1号及び第2号に掲げる軽微な変更を対象としている。このため、委託研究の内容の変更や経費の流用制限を超えての増減など、あらかじめ変更承認申請等必要な手続きを免除または代替するものではないので留意すること。

契約担当役
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
港湾空港技術研究所長 殿

(受託者) 住 所
名称及び
代表者名

印

委託研究年度末報告書（令和〇〇年度分）

令和 年 月 日付
革新的社会資本整備研究開発推進事業

上記委託研究の進捗状況について、委託研究契約書第 1 2 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 委託研究の実施状況

(1) 委託研究の実施日程

研究開発課題	実 施 日 程											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

(2) 委託研究の実施状況の説明

2. 委託研究予算の実施状況（〇月〇日付実績）

(1) 総括表

大項目	契約額（円）	実績（円）	決算見込額（円）	備考
計				

(2) 設備備品・試作品の状況

大項目	仕様	数量	単価 （円）	金額 （円）	実績 （円）	引取(予定) 年月日	備考
計							

契約担当役
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
港湾空港技術研究所長 殿

(受託者) 住 所
名称及び
代表者名

印

委託研究廃止報告書

令和 年 月 日付
革新的社会資本整備研究開発推進事業

上記委託研究について、令和 年 月 日に廃止したので、委託研究契約書第 1 3 条の規定に基づき、下記の書類を添えて報告します。

記

1. 委託研究結果説明書（別紙イ）
2. 委託研究収支決算書（別紙ロ）
3. その他、研究にかかる変更内容の説明（委託研究契約事務処理要領第 9 第 5 項関係）（別紙ハ）
4. 取得資産一覧表（別紙ニ）
5. 試作品一覧表（別紙ホ）

（注 1） 委託研究契約書第 2 5 条第 1 項に規定する「確認書」を提出しない場合は、なお書きとして以下の文章を付け加えるものとする。

「なお、委託研究契約書第 2 4 条に規定する知的財産権については、無償で譲渡します。」

（注 2） 上記 3. ～ 5. については、該当しない場合は削除すること。

委託研究結果説明書

1. 委託研究の実績

(1) 委託研究の実施日程

研究開発課題	実 施 日 程											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

(2) 委託研究の実績の説明

別紙 口

委託研究収支決算書

決算表

【総括表】

委託研究収支決算書 支出								
	合計	直接経費					一般管理費	再委託費
		物品費	旅費	人件費・謝金	その他	計		
契約額	57,118,10 0円	23,900,000 円	9,500,000 円	2,500,000 円	8,037,000 円	43,937,000 円	4,393,700 円	8,787,400 円
決算額	57,080,40 0円	24,150,000 円	9,050,000 円	2,900,000 円	7,808,000 円	43,908,000 円	4,390,800 円	8,781,600 円
委託研究費の充当額	57,027,10 0円	24,109,000 円	9,050,000 円	2,900,000 円	7,808,000 円	43,867,000 円	4,386,700 円	8,773,400 円

委託研究収支決算書 収入				
	合計	委託研究費の額	自己充当額	その他
契約額	57,118,100 円	57,118,100 円	0 円	0 円
決算額	57,080,400 円	57,027,100 円	53,300 円	0 円

【受託者（委託先）・再委託先別】

受託者（委託先）：○○○○

委託研究収支決算書 支出								
	合計	直接経費					一般管理費	再委託費
		物品費	旅費	人件費・謝金	その他	計		
契約額	40,608,100 円	18,000,000 円	7,000,000 円	2,000,000 円	4,237,000 円	31,237,000 円	3,123,700 円	6,247,400 円
決算額	40,661,400 円	17,750,000 円	6,800,000 円	2,300,000 円	4,428,000 円	31,278,000 円	3,127,800 円	6,255,600 円
委託研究費の充当額	40,608,100 円	17,709,000 円	6,800,000 円	2,300,000 円	4,428,000 円	31,237,000 円	3,123,700 円	6,247,400 円

委託研究収支決算書 収入				
	合計	委託研究費の額	自己充当額	その他
契約額	40,608,100 円	40,608,100 円	0 円	0 円
決算額	40,661,400 円	40,608,100 円	53,300 円	0 円

再委託先：□□□□

委託研究収支決算書 支出							
	合計	直接経費					一般管理費
		物品費	旅費	人件費・謝金	その他	計	
契約額	4,810,000円	900,000円	－円	500,000円	2,300,000円	3,700,000円	1,110,000円
決算額	4,719,000円	1,000,000円	－円	600,000円	2,030,000円	3,630,000円	1,089,000円
委託研究費の充当額	4,719,000円	1,000,000円	－円	600,000円	2,030,000円	3,630,000円	1,089,000円

委託研究収支決算書 収入				
	合計	委託研究費の額	自己充当額	その他
契約額	4,810,000円	4,810,000円	0円	0円
決算額	4,719,000円	4,719,000円	0円	0円

再委託先：△△△△

委託研究収支決算書 支出							
	合計	直接経費					一般管理費
		物品費	旅費	人件費・謝金	その他	計	
契約額	11,700,000円	5,000,000円	2,500,000円	－円	1,500,000円	9,000,000円	2,700,000円
決算額	11,700,000円	5,400,000円	2,250,000円	－円	1,350,000円	9,000,000円	2,700,000円
委託研究費の充当額	11,700,000円	5,400,000円	2,250,000円	－円	1,350,000円	9,000,000円	2,700,000円

委託研究収支決算書 収入				
	合計	委託研究費の額	自己充当額	その他
契約額	11,700,000円	11,700,000円	0円	0円
決算額	11,700,000円	11,700,000円	0円	0円

(注) 委託研究の実施に際し、収入を得た場合や取引相手先からの納入遅延金が発生した場合には、収入におけるその他に計上すること。

別紙 ハ

その他、研究にかかる変更内容の説明

経費等内訳書の研究参加者リスト及び研究協力者リストの変更

(該当： 有 ・ 無)

【「有」の場合、以下について記載する。】

① 変更した内容

別紙のとおり

【契約時に提出した研究参加者リスト及び研究協力者リストに変更内容を反映させたものを添付する。】

② 変更を必要とした理由

理由：（簡潔に記載する。 例：人事異動のため。）

取得資産一覧表

機関名（購入機関）

大項目 (中項目)	品名	仕様・規格	数量	単価	製造又は 取得価格	取得年月日	保管場所 (住所)	備考

(作成要領)

1. 取得資産の計上について

製造又は取得した単位毎に計上する。ただし、設備備品に組み入れられたものであっても、単体でも使用できる備品については、一品毎に内訳として計上する。

2. 製造又は取得価格について

据付費及び付帯経費は除く。

試 作 品 一 覧 表

機関名（購入機関）

完成品名及び 構成品名	仕様・規格	数量	単価	製造又は 取得価格	取得年月日	保管場所 (住 所)	備 考

（作成要領）

1. 試作品の計上について

複数の部品により一の資産を構成する場合には、完成品単位で記載し、その構成内訳を製造又は取得した単位毎に計上する。

2. 製造又は取得価格について

据付費及び付帯経費は除く。

契約担当役
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
港湾空港技術研究所長 殿

(受託者) 住 所
名称及び
代表者名

印

委 託 研 究 完 了 届

令和 年 月 日付
革新的社会資本整備研究開発推進事業

上記委託研究について、当該委託研究が完了したので、委託研究契約書第 14 条の規定に基づき、別紙の委託研究結果説明書を添えて報告します。

※ 委託研究契約書第 25 条第 1 項に規定する「確認書」を提出しない場合は、なお書きとして以下の文章を付け加えるものとする。
「なお、委託研究契約書第 24 条に規定する知的財産権については、無償で譲渡します。」

別紙

委託研究結果説明書

1. 委託研究の実績

(1) 委託研究の実施日程

研究開発課題	実 施 日 程											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

(2) 委託研究結果（実績）の説明

契約担当役
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
港湾空港技術研究所長 殿

(受託者) 住 所
名称及び
代表者名

印

委託研究実績報告書

令和 年 月 日付
革新的社会資本整備研究開発推進事業

上記委託研究について、委託研究契約書第15条の規定に基づき、下記の書類を添えて報告します。

記

1. 委託研究収支決算書（別紙イ）
2. その他、研究にかかる変更内容の説明（委託研究契約事務処理要領第9第5項関係）（別紙ロ）
3. 取得資産一覧表（別紙ハ）
4. 試作品一覧表（別紙ニ）

(注) 上記2.～4.については、該当しない場合は削除すること。

委託研究収支決算書

決算表

【総括表】

委託研究収支決算書 支出								
	合計	直接経費					一般 管理費	再委託費
		物品費	旅費	人件費・ 謝金	その他	計		
契約額	57,118,10 0円	23,900,000 円	9,500,000 円	2,500,000 円	8,037,000 円	43,937,000 円	4,393,700 円	8,787,400 円
決算額	57,080,40 0円	24,150,000 円	9,050,000 円	2,900,000 円	7,808,000 円	43,908,000 円	4,390,800 円	8,781,600 円
委託研究費 の充当額	57,027,10 0円	24,109,000 円	9,050,000 円	2,900,000 円	7,808,000 円	43,867,000 円	4,386,700 円	8,773,400 円

委託研究収支決算書 収入				
	合計	委託研究費 の額	自己充当額	その他
契約額	57,118,100 円	57,118,100 円	0 円	0 円
決算額	57,080,400 円	57,027,100 円	53,300 円	0 円

【受託者（委託先）・再委託先別】

受託者（委託先）：〇〇〇〇

委託研究収支決算書 支出								
	合計	直接経費					一般 管理費	再委託費
		物品費	旅費	人件費・ 謝金	その他	計		
契約額	40,608,100 円	18,000,000 円	7,000,000 円	2,000,000 円	4,237,000 円	31,237,000 円	3,123,700 円	6,247,400 円
決算額	40,661,400 円	17,750,000 円	6,800,000 円	2,300,000 円	4,428,000 円	31,278,000 円	3,127,800 円	6,255,600 円
委託研究費 の充当額	40,608,100 円	17,709,000 円	6,800,000 円	2,300,000 円	4,428,000 円	31,237,000 円	3,123,700 円	6,247,400 円

委託研究収支決算書 収入				
	合計	委託研究費 の額	自己充当額	その他
契約額	40,608,100 円	40,608,100 円	0 円	0 円
決算額	40,661,400 円	40,608,100 円	53,300 円	0 円

再委託先：□□□□

委託研究収支決算書 支出							
	合計	直接経費					一般管理費
		物品費	旅費	人件費・謝金	その他	計	
契約額	4,810,000円	900,000円	－円	500,000円	2,300,000円	3,700,000円	1,110,000円
決算額	4,719,000円	1,000,000円	－円	600,000円	2,030,000円	3,630,000円	1,089,000円
委託研究費の充当額	4,719,000円	1,000,000円	－円	600,000円	2,030,000円	3,630,000円	1,089,000円

委託研究収支決算書 収入				
	合計	委託研究費の額	自己充当額	その他
契約額	4,810,000円	4,810,000円	0円	0円
決算額	4,719,000円	4,719,000円	0円	0円

再委託先：△△△△

委託研究収支決算書 支出							
	合計	直接経費					一般管理費
		物品費	旅費	人件費・謝金	その他	計	
契約額	11,700,000円	5,000,000円	2,500,000円	－円	1,500,000円	9,000,000円	2,700,000円
決算額	11,700,000円	5,400,000円	2,250,000円	－円	1,350,000円	9,000,000円	2,700,000円
委託研究費の充当額	11,700,000円	5,400,000円	2,250,000円	－円	1,350,000円	9,000,000円	2,700,000円

委託研究収支決算書 収入				
	合計	委託研究費の額	自己充当額	その他
契約額	11,700,000円	11,700,000円	0円	0円
決算額	11,700,000円	11,700,000円	0円	0円

(注) 委託研究の実施に際し、収入を得た場合や取引相手先からの納入遅延金が発生した場合には、収入におけるその他に計上すること。

別紙 口

その他、研究にかかる変更内容の説明

経費等内訳書の研究参加者リスト及び研究協力者リストの変更

(該当： 有 ・ 無)

【「有」の場合、以下について記載する。】

① 変更した内容

別紙のとおり

【契約時に提出した研究参加者リスト及び研究協力者リストに変更内容を反映させたものを添付する。】

② 変更を必要とした理由

理由：（簡潔に記載する。 例：人事異動のため。）

取得資産一覧表

機関名（購入機関）

大項目 (中項目)	品名	仕様・規格	数量	単価	製造又は 取得価格	取得年月日	保管場所 (住所)	備考

(作成要領)

1. 取得資産の計上について

製造又は取得した単位毎に計上する。ただし、設備備品に組み入れられたものであっても、単体でも使用できる備品については、一品毎に内訳として計上する。

2. 製造又は取得価格について

据付費及び付帯経費は除く。

試 作 品 一 覧 表

機関名（購入機関）

完成品名及び 構成品名	仕様・規格	数量	単価	製造又は 取得価格	取得年月日	保管場所 (住 所)	備 考

（作成要領）

1. 試作品の計上について

複数の部品により一の資産を構成する場合には、完成品単位で記載し、その構成内訳を製造又は取得した単位毎に計上する。

2. 製造又は取得価格について

据付費及び付帯経費は除く。

年 間 支 払 計 画 書

(受託者) 住 所
 名称及び
 代表者名

研究開発課題「 _____ 」 (単位：円)

大項目	契約額	第1・四半期				第2・四半期				第3・四半期				第4・四半期				計	備考
		4月	5月	6月	計	7月	8月	9月	計	10月	11月	12月	計	1月	2月	3月	計		
合 計																			

出納命令役
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
港湾空港技術研究所長 殿

(受託者) 住 所
名称及び
代表者名

印

精 算 払 請 求 書

下記のとおり、請求します。

記

委託研究名	革新的社会資本整備研究開発推進事業
契約額 <small>(金額を変更した場合は変更後の金額を記載)</small>	円
請求額	円

出納命令役
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
港湾空港技術研究所長 殿

(受託者) 住 所
名称及び
代表者名

印

概 算 払 請 求 書
(第 ○ 回)

下記のとおり、請求します。

記

委託研究名	革新的社会資本整備研究開発推進事業
契約額 <small>(金額を変更した場合は変更後の金額を記載)</small>	円
請求額	円
請求済額	円

契約担当役
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
港湾空港技術研究所長 殿

(受託者) 住 所
名称及び
代表者名

印

委 託 研 究 成 果 報 告 書

令和 年 月 日付
革新的社会資本整備研究開発推進事業
委託研究費〇〇〇〇円

上記委託研究について、委託研究契約書第21条の規定に基づき、下記のとおり委託研究成果を報告します。

記

1. 研究概要の説明

(1) 研究者別の概要

所属機関・ 部局・職名	氏名	分担した研究項目 及び研究成果の概要	研究実施 期間	配分を受けた 研究費	間接経費

(2) 研究実施日程

研究実施内容	実施日程											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

(注1) 研究代表者、研究担当者等別に作成すること

(注2) 線表を記載すること

2. 研究成果の説明

別添委託研究成果報告書のとおり。

委託研究成果報告書への標記について

委託研究契約書第21条の規程に基づく成果報告書について、その表紙裏に、下記標記を行うものとする。

記

本報告書は、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所の委託研究として、〇〇〇〇（受託者の名称）が実施した革新的社会資本整備研究開発推進事業（契約書第1条で定めた研究開発課題）の成果を取りまとめたものです。

学 会 等 発 表 実 績

研究開発課題「 _____ 」

受託者 ○○○○ ○○○

1. 学会等における口頭・ポスター発表

発表した成果（発表題目） （口頭・ポスター発表の別）	発表者氏名	発表した場所 （学会等名）	発表した時期	国内・ 外の別

2. 学会誌・雑誌等における論文掲載

掲載した論文（発表題目）	発表者氏名	発表した場所 （学会誌・雑誌等名）	発表した時期	国内・ 外の別

（注 1）発表者氏名は、連名による発表の場合には、筆頭者を先頭にして全員を記載すること。

（注 2）本様式はexcel形式にて作成し、甲が求める場合は別途電子データを納入すること。

資 産 及 び 預 り 資 産 管 理 表

整理番号					
品 名		取得価格		円	付 属 品 又 は 関 係 機 器 そ の 他
型 番 メーカ一 仕 様 規 格		取得年月日			
		製造年月日			
		製造番号			
年月日	管 理 場 所	管理責任者	印	摘 要	

港湾空港技術研究所（以下、「港空研」という。）に所有権を移転した際、貸付又は貸付の延長の承認を受けた際には、下記の表に必要な事項を追記すること。

港空研に所有権を移転した年月日 令和 年 月 日

貸付承認年月日	貸 付 期 間	貸付を受けた理由（用途）

（記載要領）

- 1 この表は、1 資産毎に作成すること。
- 2 「付属品又は関係機器その他」の欄には、当該資産が2以上の機器等によって構成されている場合に、その構成機器等の名称、数量、仕様等を記入すること。
- 3 「摘要」の欄には、管理状況について特記する事項があればその事項を記入すること。

標 示 ラ ベ ル

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所	
革新的社会資本整備研究開発推進事業	
品 名	
備 考	

(注) 備考欄には、委託研究の課題、整理番号等を必要に応じ記載する。

様式第 2 4 (欠番)

契約担当役
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
港湾空港技術研究所長 殿

(受託者) 住 所
名称及び
代表者名

印

取得資産処分承認申請書

令和 年 月 日付
革新的社会資本整備研究開発推進事業

上記委託研究に係る資産等について、委託研究契約書第22条第3項の規定に基づき、下記のとおり処分したいので申請します。

記

1. 処分しようとする資産

別紙のとおり

2. 処分しようとする理由

別 紙

取得年月日	品 名	仕様・規格	数量	金額 (円)	備考

<参考>

品 名					
取得年月日	令和 年 月 日	数 量		金 額	円
(写真を添付すること)					
使用目的					
処分理由					
その他					

様式第26 (欠番)
様式第27 (欠番)
様式第28 (欠番)
様式第29 (欠番)
様式第30 (欠番)

契約担当役
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
港湾空港技術研究所長 殿

(受託者) 住 所
名称及び
代表者名 印
(知的財産管理者) 役職・氏名 印

確 認 書

〇〇〇〇(受託者名称及び代表者氏名)(以下「乙」という。)は、契約担当役 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所長〇〇 〇〇(以下「甲」という。)に対し下記の事項を約する。

記

1. 乙は、委託研究(課題「〇〇〇〇」)の成果となるべき発明等があった場合は、遅滞なく、委託研究契約書の規定に基づきその旨を甲に報告する。
2. 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を甲に許諾する。
3. 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
4. 乙は、上記2に基づき、甲に利用する権利を許諾した場合には、甲の円滑な権利の利用に協力する。
5. 乙は、甲が上記3に基づき、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて理由を求めた場合には甲に協力するとともに、遅滞なく、理由書を甲に提出する。
6. 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権(仮専用実施権を含む。)若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾(以下「専用実施権等の設定等」という。)をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。
イ 乙が株式会社である場合に、乙がその子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)又は親会社(同条第4号に規定する親会社をいう。)に移転又は専用実施権等の設定等をする場合
ロ 乙が承認TLO(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号)第4条第1項の承認を受けた者(同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。))又は認定TLO(同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者)に移転又は専用実施権等の設定等をする場合
ハ 乙が技術研究組合である場合で、乙がその組合員に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

以 上

契約担当役
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
港湾空港技術研究所長 殿

(受託者) 住 所
名称及び
代表者名

印

知的財産権を受ける権利の譲渡について

令和 年 月 日付
革新的社会資本整備研究開発推進事業

上記委託研究の成果について、知的財産権を受ける権利の対象となる可能性があると思われるので、委託研究契約書第25条第2項の規定に基づき、明細書案を添えて通知するとともに、譲渡証書を提出します。

(産業財産権等の場合)

記

1. 発明（考案）の名称
2. 発明者（考案者）
3. 発明（考案）の概要 別紙のとおり

添付書類

- | | | |
|----------------------------------|---|-------|
| (1) 特許出願等明細書案 | 各 | 2通 |
| (2) 譲渡証書 | | |
| イ. 受託者名から国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所あて | 各 | 2通 |
| ロ. 発明者（考案者）から受託者名あて | 各 | 2通（写） |

別 紙

発明（考案）の概要

1. 発明の名称
2. 出願番号
3. 発明の数
4. 出 願 日
5. 公 告 日
6. 発明の概要
 - ・ 概要
 - ・ 委託研究における位置づけ
 - ・ 新規性
 - ・ 類似技術・競合技術の概要
 - ・ 予想される商品性、波及効果等
 - ・ 関心を持つと考えられる企業又は業種 等

令和 年 月 日

(譲受人)
契約担当役
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
港湾空港技術研究所長 殿

(受託者) 住 所
名称及び
氏 名 印

譲 渡 証 書

下記の発明（考案）に関する特許（実用新案登録又は意匠登録）を受ける権利を無償で貴殿に譲渡したことに相違ありません。

記

発明（考案）の名称

令和 年 月 日

(受託者) 住 所
名称及び
氏 名 殿

(発明者) 住 所
名称及び
代表者名 印

譲 渡 証 書

下記の発明又は考案に関する特許、実用新案及び意匠の登録を受ける権利を貴殿に譲渡したことに相違ありません。

記

発明（考案）の名称

様式第 3 3 (欠番)

様式第 3 4 (欠番)

契約担当役
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
港湾空港技術研究所長 殿

(受託者) 住 所
名称及び
代表者名

印

著作物通知書

令和 年 月 日付
革新的社会資本整備研究開発推進事業

上記委託研究に係る著作物について、委託研究契約書第26条第4項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 著作物の種類
2. 著作物の題号
3. 著作者の氏名（名称）
4. 著作物の内容

様式第 3 6 (欠番)

様式第 3 7 (欠番)

契約担当役
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
港湾空港技術研究所長 殿

(受託者) 住 所
名称及び
代表者名

印

移 転 通 知 書

令和 年 月 日付
革新的社会資本整備研究開発推進事業

上記委託研究の成果に係る知的財産権について、委託研究契約書第27条第3項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 移転する知的財産権

知的財産権の種類（注1） 及び番号（注2）	知的財産権の名称（注3）

2. 移転先

住 所：
法人の名称：
代表者氏名：
担当部署名：
連 絡 先：
事業の概要：

3. 承認が不要である理由（イ～ニのいずれかを選択する。）

- イ 合併又は分割により移転するため
- ロ 株式会社から、その子会社又は親会社に移転するため
- ハ 承認TLO又は認定TLOに移転するため
- ニ 技術研究組合から、その組合員に移転するため

(記載要領)

(注1) 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権のうち、該当するもの

(注2) 設定登録番号、または設定登録の出願、申請番号

(注3) (1) 発明、考案、意匠については、その名称

(2) 回路配置については、半導体集積回路の名称、及び種類（構造、技術、機能）

(3) 植物体の品種については、農林水産植物の種類（属、種、亜種）、出願品種の名称

(4) 著作権については、著作物の名称

(注4) 移転先及び承認が不要である理由が同じ場合は、複数の移転する知的財産権を列挙すること、又は「別紙のとおり」として一覧に記載することも可。ただし、契約ごとに分けること。

様式第 3 9 (欠番)

契約担当役
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
港湾空港技術研究所長 殿

(受託者) 住 所
名称及び
代表者名

印

専用実施権等設定通知書

令和 年 月 日付
革新的社会資本整備研究開発推進事業

上記の委託研究の成果に係る知的財産権について、委託研究契約書第28条第2項但し書の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 専用実施権等（注1）を設定する知的財産権

知的財産権の種類（注2） 及び番号（注3）	名称（注4）	専用実施権等の範囲 （地域・期間・内容）

2. 専用実施権等の設定を受ける者

住 所：
法人の名称：
代表者氏名：
担当部署名：
連 絡 先：
事業の概要：

3. 承認が不要である理由（イ～ニのいずれかを選択する。）

- イ 合併又は分割により移転するため
- ロ 株式会社から、その子会社又は親会社に移転するため
- ハ 承認TLO又は認定TLOに移転するため
- ニ 技術研究組合から、その組合員に移転するため

(記載要領)

(注1) 特許法第77条に規定する専用実施権、実用新案法第18条に規定する専用実施権、意匠法第27条に規定する専用実施権、商標法第30条に規定する専用使用権、半導体集積回路の回路配置に関する法律第16条に規定する専用利用権、種苗法第25条に規定する専用利用権をいう。

著作権については、著作物を排他的に利用する権利であって、かつ、著作権者自らは、他者への利用許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において利用しないことを定めている権利をいう。

(注2) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、著作権、特定情報のうち、該当するものを記載する。

(注3) 当該種類に係る設定登録番号を記載のこと。ただし、設定登録がなされる前の権利であって、設定登録後に専用実施権等を設定することを前提に承認申請を行う場合には、出願番号又は申請番号を記載のこと。

著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。

(注4) 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、商標権については商標の名称、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。

また、著作権については、著作物の題号を記載する。

様式第 4 1 (欠番)

契約担当役
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
港湾空港技術研究所長 殿

(受託者) 住 所
名称及び
代表者名

印

成 果 利 用 届

令和 年 月 日付
革新的社会資本整備研究開発推進事業

上記委託研究の成果について、下記のとおり利用いたしますので、委託研究契約事務処理要領第31の規定に基づき届け出ます。

記

1. 利用する成果
2. 利用の方法
3. 成果を利用する時期
4. 利用を必要とする理由

契約担当役
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
港湾空港技術研究所長 殿

(受託者) 住 所
名称及び
代表者名

印

調査結果の報告

令和 年 月 日付
革新的社会資本整備研究開発推進事業

上記委託研究について、委託研究契約書第 3 7 条第 2 項の規定に基づき、調査結果を下記のとおり報告します。

記

1. 調査の内容
2. 調査の結果 別添報告書のとおり
3. 不正額 別紙イ

別紙 イ

不正額内訳

【総括表】

(単位：円)

区分	大項目	中項目	決算額 (A)	改決算額 (B)	不正額 (A - B)	備考
支出	物品費					
		設備備品費				
		消耗品費				
	旅費	旅費				
	人件費・謝金	人件費				
		謝金				
	その他					
		外注費（雑役務費）				
		印刷製本費				
		会議費				
		通信運搬費				
		光熱水料				
		その他（諸経費）				
		消費税相当額				
		一般管理費				
	再委託費					
	合計					

【受託者（委託先）・再委託先別】

(単位：円)

受託者（委託先）：〇〇〇〇

区分	大項目	中項目	決算額 (A)	改決算額 (B)	不正額 (A - B)	備考
支出	物品費					
		設備備品費				
		消耗品費				
	旅費	旅費				
	人件費・謝金	人件費				
		謝金				
	その他					
		外注費（雑役務費）				
		印刷製本費				
		会議費				
		通信運搬費				
		光熱水料				
		その他（諸経費）				
		消費税相当額				
		一般管理費				
	再委託費					
	合計					

再委託先：□□□□

(単位：円)

区分	大項目	中項目	決算額 (A)	改決算額 (B)	不正額 (A - B)	備考
支 出	物品費					
		設備備品費				
		消耗品費				
	旅費	旅費				
	人件費・謝金					
		人件費				
		謝金				
	その他					
		外注費（雑役務費）				
		印刷製本費				
		会議費				
		通信運搬費				
		光熱水料				
		その他（諸経費）				
		消費税相当額				
	一般管理費					
	合計					

再委託先：△△△△

(単位：円)

区分	大項目	中項目	決算額 (A)	改決算額 (B)	不正額 (A - B)	備考
支 出	物品費					
		設備備品費				
		消耗品費				
	旅費	旅費				
	人件費・謝金					
		人件費				
		謝金				
	その他					
		外注費（雑役務費）				
		印刷製本費				
		会議費				
		通信運搬費				
		光熱水料				
		その他（諸経費）				
		消費税相当額				
	一般管理費					
	合計					

(作成要領)

1. 決算額は、直近の額の確定における支出の決算額とすること。
2. 改決算額は、決算額から不正にかかる支出額を除いた額とすること。

委 託 研 究 費 支 出 明 細 書

1.	委託研究費の名称	令和 年度〇〇〇〇委託研究費 「 _____ 」	
2.	委託研究の目的及び内容		
	(1) 目的		
	(2) 具体的な内容		
3.	委託研究先の名称		
4.	委託研究実績額		千円 (A)
5.	委託研究費における管理費		
	(1) 人件費		千円
	(2) 一般管理費又は間接経費		千円
	(3) その他の管理費		
	内 容		金額
			千円
			千円
	合 計		千円
	合 計		千円
6.	外部への支出		
	(1) 外部に再委託されているものに関する支出		
	支出内容	支出先	金額
			千円
	合 計		千円 (B)
	(2) (1)以外の支出		
	支出内容	支出先	金額
			千円
	合 計		千円
7.	その他		
	内 容		金額
			千円
			千円
	合 計		千円
8.	再委託の割合		% (B / A)

誓 約 書

私及び当社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

私及び当社は、下記1及び2のいずれかに該当する者を下請負人等とすることはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 契約の相手方として不適切な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時、契約を締結する事務所をいう。）の代表者で役員以外の者又は団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者。
- (2) 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているときにおける当該法人等。
- (3) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該法人等。
- (4) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該法人等。
- (5) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているときにおける当該法人等。

2. 契約の相手方として不適切な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為をする者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当役等の研究を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和〇〇年度〇〇委託研究「受託研究課題」

年 月 日
住所（又は所在地）
社名及び代表者名
生年月日

署名又は記名押印

※個人の場合は生年月日を記載すること。

※法人の場合は全ての役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

※記名押印の場合は、契約書を締結するときと同じ印を押印すること。

契約担当役
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
港湾空港技術研究所長 殿

(受託者) 住 所
名称及び
代表者名

印

情報セキュリティを確保するための体制について

委託研究契約書第 5 0 条第 1 項に基づき、情報セキュリティを確保する体制を下記のとおり定めたので報告します。

記

1. 情報セキュリティを確保するための体制

以 上

契約担当役
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
港湾空港技術研究所長 殿

(受託者) 住 所
名称及び
代表者名

印

返却又は廃棄等報告書

委託研究契約書第 5 0 条第 4 項又は第 5 1 条第 7 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 返却又は廃棄等の方法

No.	資料名	媒体	返却・廃棄 の別	個人情 報等の 有無	返却・廃棄の方法

以 上

※ 必要に応じ、別葉を作成すること。
(この報告書の提出時期：資料の返却又は廃棄等後、速やかに。)

契約担当役
 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
 港湾空港技術研究所長 殿

(受託者) 住 所
 名称及び
 代表者名

印

ウェブサイト構築・運用届出書

委託研究契約書第 5 0 条の 2 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり届け出いたします。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. ウェブサイト

外部公開ウェブサイト名	
ドメイン名 (URL)	
構築・運用の別	構築、適用、構築及び運用
外部公開ウェブサイトの目的	
外部サイトの運用期間	自 年 月 日、至 年 月 日
ウェブアプリケーションの有無	有、無

以 上

※ 必要に応じ、別葉を作成すること。
 (この届出書の提出時期：ウェブサイト構築又は運用の意思決定後、速やかに。)

裁量労働者エフォート率証明書

令和 年 月 日付

革新的社会資本整備研究開発推進事業

研究従事者

氏 名 :

所 属 :

役 職 :

従事期間 : 令和 年 月 日～令和 年 月 日

上記の裁量労働制を適用している研究従事者について、エフォート率は下表のとおりであり、人事責任者等を通じて当該研究従事者に通知しています。

研究内容	エフォート率 (%)	備考

※上表エフォート率は雇用契約に定める全従事時間に占める各研究の割合を記載。

※エフォート率に変更があった場合は、本証明書をあらためて作成すること。

研究代表者 所 属 : _____

(証明者)

役 職 : _____

氏 名 : _____ 印

裁量労働者エフォート率実績証明書

令和 年 月 日付

革新的社会資本整備研究開発推進事業

研究従事者

氏 名 :

所 属 :

役 職 :

従事期間 : 令和 年 月 日～令和 年 月 日

上記の裁量労働制適用者の従事状況について、下表の通りであったことを証明します。

研究内容	エフォート率 (%)	備考

※上記エフォート率は雇用契約に定める全従事時間に占める各研究の割合を記載。

研究代表者 所 属 : _____

(証明者)

役 職 : _____

氏 名 : _____ 印

- 經理樣式 1 (欠番)
- 經理樣式 2 (欠番)
- 經理樣式 3 (欠番)
- 經理樣式 4 (欠番)

契約担当役
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
港湾空港技術研究所長 殿

(受託者) 住 所
名称及び
代表者名) 印

有形固定資産取得報告書 (兼) 貸付申請書
(10万円以上)

研究代表者: 報告対象期間: 自 令和 年 月 日
研究開発課題: [検収ベース] 至 令和 年 月 日

(1) 下記の有形固定資産を取得しましたので、報告します。

番号	品名	メーカー 型番	仕様 規格	取得価格 (円)	消費税 (円)	契約日	取得日 (検収日)	支払日	設置場所 (住所)
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
			合計(円)						

以上の物品について、下記を付して貸付を申請いたします。

記

- 貸付期間は、当該物品の取得日（検収日）から研究開発期間満了日までとします。
- 当該物品は、革新的社会資本整備研究開発推進事業の実施に供します。
- 当該物品は、善良なる管理者の注意をもって維持管理し、その効率的使用に努めます。
- 当該物品は、担保に供しません。また、当該研究開発の目的以外の目的のために使用しません。
- 当該物品は、借受者が使用条件に違反したとき又は港湾空港技術研究所が特に必要と認めたときは、港湾空港技術研究所の指示するところに従い返納します。
- 当該物品は、原状に回復します。ただし、原状回復することが困難である場合には、港湾空港技術研究所と協議のうえ当該物品の全部または一部を、滅失または毀損したことによる損害額に相当する金額を損害賠償額として港湾空港技術研究所に支払います。
- 当該物品に損害が生じた場合、及び当該物品の使用に関して借受者又は第三者に損害が生じた場合、直ちにその旨を書面にて報告します。
- なお、借受者又は第三者に生じた損害について、港湾空港技術研究所は何ら責任を負わないものとします。

(2) 報告対象期間において、有形固定資産の取得はありませんでした。

※報告書作成にあたっての留意事項

- ・ 報告の対象がない場合であっても、その旨を必ずご連絡願います。
- ・ 10万円以上の有形固定資産を取得した場合に記入して下さい。(固定資産の定義は、企業会計上のものと同一です。)
- ・ 取得価格は、附帯費用(本体に予め付属する備品・消耗品等の費用、輸送費、据付調整費等)込みの金額を計上して下さい。また、当該所得価格に消費税は含めず、消費税は別欄に計上して下さい。
- ・ 企業会計上、研究開発費用として認識される取得価格10万円以上の試作品(ソフトウェア含む)は、固定資産には含まれません。
- ・ 予め機器・設備等に付属しているソフトウェアについては、有形固定資産の取得価格の一部として計上して下さい。
- ・ 同一物品につき複数個購入の場合は、全て行を分けて列記して下さい。
- ・ 資産の内容を確認するため、取得した物品の経費内訳が分かる資料の写しを各資産に添付して下さい。
- ・ 取得日(検収日)とは、仕様通りの物品等が納入され正常に稼働したことを確認した日とします。
- ・ 利益排除を行っている場合には、その根拠資料を添付して下さい。

契約担当役
 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
 港湾空港技術研究所長 殿

(受託者) 住 所
 名称及び
 代表者名) 印

無形固定資産取得報告書 (兼) 貸付申請書
 (10万円以上)

研究代表者: 報告対象期間: 自 令和 年 月 日
 研究開発課題: [検収ベース] 至 令和 年 月 日

(1) 下記の無形固定資産を取得しましたので、報告します。

番号	品名	メーカー 型番	仕様 規格	取得価格 (円)	消費税 (円)	契約日	取得日 (検収日)	支払日	設置場所 (住所)
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
			合計(円)						

以上の物品について、下記条件を付して貸付を申請いたします。

記

- 貸付期間は、当該物品の取得日（検収日）から研究開発期間満了日までとします。
- 当該物品は、革新的社会資本整備研究開発推進事業の実施に供します。
- 当該物品は、善良なる管理者の注意をもって維持管理し、その効率的使用に努めます。
- 当該物品は、担保に供しません。また、当該研究開発の目的以外の目的のために使用しません。
- 当該物品は、借受者が使用条件に違反したとき又は港湾空港技術研究所が特に必要と認めたときは、港湾空港技術研究所の指示するところに従い返納します。
- 当該物品は、原状に回復します。ただし、原状回復することが困難である場合には、港湾空港技術研究所と協議のうえ当該物品の全部または一部を、滅失または毀損したことによる損害額に相当する金額を損害賠償額として港湾空港技術研究所に支払います。
- 当該物品に損害が生じた場合、及び当該物品の使用に関して借受者又は第三者に損害が生じた場合、直ちにその旨を書面にて報告します。
- なお、借受者又は第三者に生じた損害について、港湾空港技術研究所は何ら責任を負わないものとします。

(2) 報告対象期間において、無形固定資産の取得はありませんでした。

※報告書作成にあたっての留意事項

- ・ 報告の対象がない場合であっても、その旨を必ずご連絡願います。
- ・ 10万円以上の無形固定資産を取得した場合に記入して下さい。(固定資産の定義は、企業会計上のものと同一です。)
- ・ 取得価格は、附帯費用(本体に予め付属する備品・消耗品等の費用、輸送費、据付調整費等)込みの金額を計上して下さい。また、当該所得価格に消費税は含めず、消費税は別欄に計上して下さい。
- ・ 企業会計上、研究開発費用として認識される取得価格10万円以上の試作品(ソフトウェア含む)は、固定資産には含まれません。
- ・ 汎用性の無いソフトウェア(プログラム開発)は無形固定資産として報告する必要はありません。
- ・ 予め機器・設備等に付属しているソフトウェアについては、有形固定資産の取得価格の一部として計上して下さい。
- ・ 同一物品につき複数個購入の場合は、全て行を分けて列記して下さい。
- ・ 資産の内容を確認するため、納品書の写し(金額が記載してあるもの)を各資産に添付して下さい。
- ・ 取得日(検収日)とは、仕様通りの物品等が納入され正常に稼働したことを確認した日とします。
- ・ 利益排除を行っている場合には、その根拠資料を添付して下さい。

令和 年 月 日

借 受 物 品 受 領 書

契約担当役
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
港湾空港技術研究所長 殿

(受託者) 住 所
名称及び
代表者名 印

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇経理第〇〇〇号をもって承認のあった下記物品については、確かに受領しました。当〇〇は当該物品を借り受けるにあたり、付された貸付条件を遵守いたします。

記

海上・港湾・航空 技術研究所 資産管理番号	資産名称 メーカー・型番・仕様・規格	数量	備考

以上

取得資産不用申請書

契約担当役 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所長 殿					
(受託者) 住 所 名称及び 代表者名					
印					
研究代表者： 研究開発課題：					
下記資産が不用となりましたので、その処分方法についてご指示願います。					
設置場所・住所					
処分予定時期	令和 年 月 日				
海上・港湾・航空 技術研究所 資産管理番号	資産名称 メーカー・型番・仕様・ 規格	取得価格 (円)	取得年月日	不用 事由	備 考
<不用事由> (1) 破損度が著しく、不相当な修理費を要するため。 (2) 修理が不能であるため。 (3) 陳腐化が著しく、仕様に適さないため。 (4) その他(備考欄に、具体的な内容を記載して下さい。) ※必要に応じ、現状写真等を添付下さい。					

取得資産所在場所変更報告書

契約担当役 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所長 殿 <div style="text-align: right;">(受託者) 住 所 名称及び 代表者名 印</div>					
研究代表者： 研究開発課題：					
下記物品の移動について報告します。					
移動年月日					
移動元 設置場所・住所					
移動先 設置場所・住所					
海上・港湾・航空 技術研究所 資産管理番号	資産名称 メ-カ-・型番・仕様・規 格	取得価格 (円)	取得年月日	移動 理由	備 考
<移動理由> (1) 研究実施場所が移転したため。 (2) 物品の使用・管理を他の者（但し委託研究契約のある研究開発グループメンバーに限る）に移すため。 【新しい管理者の所属・役職・氏名： 】 (3) その他（備考欄に、具体的な内容を記載して下さい。）					

經理樣式 1 0 (欠番)

取得資産亡失・損傷報告書

契約担当役 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所長 殿				
(受託者) 住 所 名称及び 代表者名 印				
研究代表者： 研究開発課題：				
下記資産について亡失・損傷が発生しましたので報告します。				
亡失又は損傷の 原因及び状況				
発生の日時	令和 年 月 日			
発見した日時	令和 年 月 日			
亡失又は損傷後 の処理及び対策				
海上・港湾・航空 技術研究所 資産管理番号	資産名称 メーカー・型番・仕様・ 規格	取得価格 (円)	取得年月日	備 考
その他 参考 事項				

- (注1) 原因及び状況につきましては、損傷の状況、度合等を具体的に記載して下さい。
- (注2) 可能であれば損傷度合が分かる物品の現状写真等を添付下さい。
- (注3) 備考欄に、取得物品若しくは提供物品のいずれかを記載して下さい。

經理様式 1 2 (欠番)

令和 年 月分 作業月報

研究機関			
研究代表者			
研究開発課題			
作業管理者所属部署		作業者所属部署	
作業管理者	印	作業者	印

研究計画上の担当テーマ

--

1. 当月の従事報告（作業の進捗（従事内容）を記載）

2. 翌月の計画

3. その他特記事項

--

※外来的要因などによりやむを得ない事情により、一時的に作業に従事できなかった場合は、①当該作業に従事できなかった理由及び②その期間（日単位）について記載すること。

作 業 日 報

令和 年 月分

研究機関			
研究代表者			
研究開発課題			
作業管理者所属部署		作業者所属部署	
作業管理者	印	作業者	印

作業日	曜日	作業（従事）内容	委託研究従事時間帯 【24 時間制】 (a)		左記のうち 除外時間数 (b)	委託研究 従事時間 (a) - (b)	全従事時間 (他研究含む)
			開始時刻	終了時刻			
1	月						
2	火						
3	水						
4	木						
5	金						
6	土						
7	日						
8	月						
9	火						
10	水						
11	木						
12	金						
13	土						
14	日						
15	月						
16	火						
17	水						
18	木						
19	金						
20	土						
21	日						
22	月						
23	火						
24	水						
25	木						
26	金						
27	土						
28	日						
29	月						
30	火						
31	水						
合計						0:00	0:00

- (注1) 作業(従事)内容は具体的に記入してください。作業内容が未記入のものは認められません。
また、連日、同じ研究であっても「//」や「同上」のような記入は認められません。
- (注2) 「全従事時間(他研究含む)」には、所定時間外も含めた実労働時間を記入することとし、
時間休暇や休憩時間は除外ください。当該委託研究に専従の場合は当欄の記入不要です。
- (注3) 作業管理者は原則として研究担当者とし、作業(従事)内容、従事時間を把握の上、適切に
管理ください。

令和 年度 人件費精算書

研究機関	
研究代表者	
研究開発課題	
作業者	

所定労働日数	243 日	所定労働時間数	7 時間 30 分
(就業時間) 始業 : 終業 : 休憩 :			
年間所定労働時間	1,823 時間	(所定労働日数×所定労働時間数) (※1)	
委託研究費単価 (※2)	0 円	((人件費合計-時間外手当合計)/年間所定労働時間数)	

給与支給 対象期間	基本給 (※3)	各種手当 (※4)	通勤手当 (※5)	時間外 手当	社会保険 料等事業 者負担分	人件費 合計	委託業務 従事時間 (※6)	委託研究費 計上額 (※7)
4 月分								
5 月分								
6 月分								
賞与								
7 月分								
8 月分								
9 月分								
10 月分								
11 月分								
12 月分								
賞与								
1 月分								
2 月分								
3 月分								
計	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0.00 時間	

- ※1. 年間所定労働時間について、別の定めがある場合は根拠資料を明示して、その数字を用いることが可能です。
- ※2. 委託研究費単価は時間外手当を除いた人件費合計を年間所定労働時間数で除して求めて下さい。
(小数点第1位を四捨五入)
- ※3. 日給制、時給制の基本給は、就業規則等または雇用契約等に基づいた従事日数、所定内従事時間の月間合計に単価(日給、時給)を乗じた額を記入ください。
- ※4. 各種手当は、原則として、扶養手当、住居手当等、健康保険の報酬月額算定に含まれるものを対象とします。祝金、見舞金、持ち株会奨励金等は認められません。
- ※5. 通勤手当は消費税相当分を割り戻した(小数点第1位を切上)額を記入ください。
例) 通勤手当 55,000 円→55,000/1.08=50,926 円
- ※6. 小数点以下第3位を切捨て
- ※7. 小数点以下を切捨て

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

(受託者) 住 所
名称及び
代表者名

印

従 事 証 明 書

令和〇〇年度分

契約担当役

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所

港湾空港技術研究所長 殿

(受託者) 住 所
名称及び
代表者名

印

1. 従事内容

研究代表者	
研究開発課題	

2. 従事者

研究員等氏名	契約形態	専従／ 非専従	従事期間
			令和〇〇年〇〇月〇〇日～ 令和〇〇年〇〇月〇〇日

上記の者が当該研究に従事したことを証明します。

〔記載要領〕

1. 本証明書は人事責任者等が事業年度毎、事業毎、研究開発課題毎に作成・発行を行ってください。
2. 当該委託研究に従事することが明記されている任意の雇用関係書類（労働契約書、労働条件通知書、同等の覚書、辞令等）が提出できる場合は、本証明書の作成を省略することができます。

出張報告書

出張先 _____
期間 _____
目的 _____

作成日 _____
所属 _____
氏名 _____

日付	時間	内容	場所

※本様式の記載内容全てを確認できるものであれば自社様式を使用いただいて構いません。

契約担当役
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
港湾空港技術研究所長 殿

研究機関名
部署・役職名
〇〇〇〇（押印省略可）

《契約担当者、または知的財産権について出願・譲渡等の権限を持つ方》

発明等届出書

革新的社会資本整備研究開発推進事業の委託研究の成果に係る知的財産権の出願等の予定について、以下のとおり届け出ます。

1. 本連絡に係る委託研究の概要

研究開発課題名	
研究代表者名・所属・職名 (研究実施当時)	
研究実施期間	

2. 対象となる知的財産権について

出願等の予定	国内・PCT・海外
知的財産権の種類（注1）	
発明等の名称	
出願国	《複数国の出願を考えている場合は全ての国、PCTの場合はPCTと記入》
出願人（注2） (持分比率)	
発明者・所属機関 (発明当時の所属・役職)	
出願人の間での同意 (注3)	同意済み 折衝中(月 日 頃までに同意予定)
発明等の概要	《所属機関の発明届け等の書類がある場合は添付》
備考	

※ 特許願の作成にあたり、「(【代理人】)」の欄の次に「【国等の委託研究の成果に係る記載事項】」の欄を設けて、「令和〇〇年度 革新的社会資本整備研究開発推進事業「研究開発課題名」委託研究、産業技術力強化法第17条の適用を受ける特許出願」と記載してください。

(注意事項)

(注1) 特許、実用新案、意匠のうち、該当するものを記載してください。

(注2) 出願人が複数ある場合は、すべての出願人を記入して下さい。

(注3) 出願の際は、全ての出願人(原則として発明者の所属機関)間で合意を取り付けの上、出願してください。

契約担当役
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
港湾空港技術研究所長 殿

研究機関名
部署・役職名
〇〇〇〇（押印省略可）

《契約担当者、または知的財産権について出願・譲渡等の権限を持つ方》

知的財産権出願通知書・知的財産権設定登録等通知書

革新的社会資本整備研究開発推進事業の委託研究の成果に係る知的財産権について、以下のとおり通知します。

1. 本通知に係る委託研究の概要

研究開発課題名	
研究代表者名・所属・職名 (研究実施当時)	
研究実施期間	

2. 対象となる知的財産権について

	通知内容（注1）	知財出願（注2）・知財登録・放棄・取下げ
共通	出願国	
	知的財産権の種類	
	発明等の名称	
	出願日	
	出願番号	
	出願人（注3）	
	優先権主張等（注4）	
	知財登録	登録番号
登録日		
放棄・取下げ	放棄・取下げ理由	
特記事項		

※ 出願の際は、出願番号等、出願日等、優先権主張番号等を確認する書類（受領書等）の写しを添付して下さい。また、登録等の場合は、登録番号等を確認する書類（特許証等）の写しを添付して下さい。

（注意事項）

- （注1）知財出願、知財登録、放棄、取下げから該当するものを選択して下さい。また、放棄や取下げについては研究機関としてこれらを判断した時にご提出ください。
- （注2）パリ優先権主張を伴うPCT出願の場合は各国移行時に、伴わない場合はPCT出願時にご提出下さい。
- （注3）出願人が複数ある場合は、すべての出願人を記入して下さい。
- （注4）優先権を使った場合の原特許の出願番号、海外特許の場合の当該発明等の国内出願番号を記入して下さい。

契約担当役
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
港湾空港技術研究所長 殿

研究機関名
部署・役職名
〇〇〇〇（押印省略可）

《契約担当者、または知的財産権について出願・譲渡等の権限を持つ方》

知的財産権実施届出書

革新的社会資本整備研究開発推進事業の委託研究の成果に係る知的財産権の実施について、以下のとおり届け出ます。

1. 本通知に係る委託研究の概要

研究開発課題名	
研究代表者名・所属・職名 (研究実施当時)	
研究実施期間	

2. 対象となる知的財産権について

知的財産権の種類（注1）	
発明等の名称（注2）	
設定登録番号又は出願番号等 (注3)	

3. 実施等について

実施	自己、第三者（通常実施権・専用実施権）（注4）
特記事項（注5）	

(注意事項)

(注1)種類については、特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権又は著作権のうち、該当するものを記載して下さい。

(注2)該当する(1)～(4)の事項を記入して下さい。

(1) 発明、考案又は意匠については、当該発明、考案、意匠に係る物品の名称

(2) 回路配置については、回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び当該半導体集積回路の分類(構造、技術、機能)

(3) 植物体の品種にあつては、農林水産植物の種類(属、種、亜種)、出願品種の名称

(4) 著作権にあつては、著作物の名称

(注3)番号については、当該種類に係る設定登録番号、出願番号又は申請番号もしくは著作物の登録番号又は管理番号を記載して下さい。

(注4)自己又は第三者のいずれかを○で囲んで下さい。第三者は実施許諾した場合です。

(注5)産業技術力強化法施行令第2条第3号に該当する専用実施権等の設定の場合における事前申請の例外となった根拠や実施の状況の変化(実施を中止した場合等)について記載して下さい。

契約担当役
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
港湾空港技術研究所長 殿

研究機関名
部署・役職名
〇〇〇〇（押印省略可）

《契約担当者、または知的財産権について出願・譲渡等の権限を持つ方》

知的財産権移転承認申請書

革新的社会資本整備研究開発推進事業の委託研究の成果に係る知的財産権の移転について、以下のとおり申請します。

1. 本通知に係る委託研究の概要

研究開発課題名	
研究代表者名・所属・職名(研究実施当時)	
研究実施期間	

2. 対象となる知的財産権について

知的財産権の種類	
発明等の名称	
設定登録番号又は出願番号等	
移転先名称(住所)	
移転の理由	以下のいずれかを選択するとともに、その具体的な理由を下欄に記載する。 1. 移転先が、国内事業活動(製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等)において当該知的財産権を利用するため 2. 移転先が、海外事業活動において当該知的財産権を利用することにより、我が国に利益がもたらされるため 3. その他 (具体的な理由) 《別紙注意事項参照》
特記事項	

※ 合併又は分割による移転、産業技術力強化法施行令第2条第3項に該当する移転も含まれます。

(注意事項)

移転の具体的な理由については、以下の要領に従って記載して下さい。

【1. を選択した場合】

国内事業活動の内容を以下の観点を適宜用いて具体的に説明して下さい。(用いる観点は、以下に限定されるものではありません。)

- ・当該知的財産権を利用した製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等の実績
または具体的な計画
- ・当該知的財産権に類する技術を用いた製品の製造またはサービスの提供の実績 等

【2. を選択した場合】

海外事業活動の内容を以下の観点を適宜用いて具体的に説明して下さい。(用いる観点は、以下に限定されるものではありません。)

- ・当該知的財産権を利用した製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等の実績
または具体的な計画
- ・当該知的財産権に類する技術を用いた製品の製造またはサービスの提供の実績 等

さらに、当該知的財産権の利用による、我が国に利益がもたらされることが明確であることを、以下の観点を適宜用いて具体的に説明して下さい。(用いる観点は、以下に限定されるものではありません。)

- ・移転元の知的財産戦略における当該知的財産権移転の位置づけ(国際分業戦略等) 等
- ・当該移転により知的財産権利者及び我が国にもたらされる利益の見込み 等

【3. を選択した場合】

当該知的財産権の移転が必要である理由を具体的に説明して下さい。

契約担当役
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
港湾空港技術研究所長 殿

研究機関名
部署・役職名
〇〇〇〇（押印省略可）

《契約担当者、または知的財産権について出願・譲渡等の権限を持つ方》

専用実施権等設定・移転承認申請書

革新的社会資本整備研究開発推進事業の委託研究の成果に係る知的財産権について、以下のとおり通常実施権（注1）及び専用実施権等（注2）の設定/許諾・移転を申請します。

1. 本通知に係る委託研究の概要

研究開発課題名	
研究代表者名・所属・職名（研究実施当時）	
研究実施期間	

2. 対象となる知的財産権について

申請内容（該当に○）	（専用実施権等・独占的通常実施権・非独占的通常実施権）の（設定/許諾・移転）
知的財産権の種類	
設定登録番号又は出願番号等	
設定/許諾・移転先名称（住所）	
設定/許諾・移転の理由	以下のいずれかを選択するとともに、その具体的な理由を下欄に記載する。 1. 設定/許諾・移転先が、国内事業活動（製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等）において当該知的財産権を利用するため 2. 設定/許諾・移転先が、海外事業活動において当該知的財産権を利用することにより、我が国に利益がもたらされるため 3. その他
	（具体的な理由）（注3）
特記事項	

※ 合併又は分割による移転、産業技術力強化法施行令第2条第3項に該当する設定・移転についても申請が必要です。

※ 非独占の通常実施権の許諾・移転の承認の際は、当研究所は、革新的社会資本整備研究開発推進事業参加者よりも有利な条件ではない範囲であるかについてのみ確認します。

(注1) ここでは、通常実施権、使用权、利用権、報酬請求権等を併せて「通常実施権」といいます(委託研究契約書第12条(2)号) また、仮通常実施権も含まれます。

(注2) ここでは、専用実施権及び仮専用実施権を「専用実施権等」といいます。(委託研究契約書第12条(2)号)

(注3) 具体的な理由については、以下の要領に従って記載して下さい。

【1.を選択した場合】

国内事業活動の内容を以下の観点に適宜用いて具体的に説明して下さい。(用いる観点は、以下に限定されるものではありません。)

- ・ 当該知的財産権を利用した製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等の実績または具体的な計画
- ・ 当該知的財産権に類する技術を用いた製品の製造またはサービスの提供の実績 等

【2.を選択した場合】

海外事業活動の内容を以下の観点に適宜用いて具体的に説明して下さい。(用いる観点は、以下に限定されるものではありません。)

- ・ 当該知的財産権を利用した製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等の実績または具体的な計画
- ・ 当該知的財産権に類する技術を用いた製品の製造またはサービスの提供の実績 等
- ・ さらに、当該知的財産権の利用による、我が国に利益がもたらされることが明確であることを、以下の観点を適宜用いて具体的に説明して下さい。(用いる観点は、以下に限定されるものではありません。)
- ・ 移転元の知的財産戦略における当該通常実施権又は専用実施権等設定の位置づけ(国際分業戦略等) 等
- ・ 当該移転により知的財産権利者及び我が国にもたらされる利益の見込み 等

【3.を選択した場合】

当該通常実施権又は専用実施権等の設定/許諾又は移転が必要である理由を具体的に説明して下さい。